

津市訓令第3号

庁中一般

出先機関

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正)

第1条 津市庁議及び幹部会議に関する規程(平成18年津市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「市長公室長」を「政策財務部長」に改め、「財務部長」を削る。

第3条第2項並びに第5条第1項及び第2項中「市長公室長」を「政策財務部長」に改める。

第7条中「市長公室政策課」を「政策財務部政策課」に改める。

別記様式中「(あて先)市長公室長」を「(あて先)政策財務部長」に改める。

(津市政策調整会議の設置等に関する規程の一部改正)

第2条 津市政策調整会議の設置等に関する規程(平成18年津市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長公室長、防災危機管理室長」を「防災危機管理室長、スポーツ・文化振興室長」に改める。

(津市事務専決規程の一部改正)

第3条 津市事務専決規程(平成18年津市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長公室長、防災危機管理室長」を「防災危機管理室長、スポーツ・文化振興室長」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改める。

第4条第19号中「久居工事事務所」を「工事事務所」に改める。

第5条第1項中「防災危機管理室及び」を削り、「、規則第4条第1項第3号に規定する担当副参事及び同項第4号」を「及び規則第4条第1項第4号」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「久居工事事務所の」を「工事事務所の」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、同条第6項中「第4条第6項第2号」を「第4条第6項第3号」に、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

別表第1 共通専決事項の表中「職務に専念する義務の特例に関する条例」を「津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に、「職務に専念する義務の特例に関する規則」を「津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に改め、「戻出命令に関すること」の次に「（収税課における戻出命令を除く。）」を加える。

別表第2 個別専決事項の表市長公室の表中「市長公室」を「政策財務部」に改め、同表行政経営課の項及び人事課の項を次のように改める。

|     |                              |   |    |    |    |  |
|-----|------------------------------|---|----|----|----|--|
| 財政課 | 1 財政状況の公表に関する<br>こと。         |   |    |    | ○  |  |
|     | 2 公債費の償還に関する<br>こと。          |   | ○  |    |    |  |
|     | 3 基金の管理に関する<br>こと。           |   |    |    | ○  |  |
|     | 4 予算の編成要領の作成<br>に関すること。      |   |    |    | ○  |  |
|     | 5 予算成立の通知に関する<br>こと。         | ○ |    |    |    |  |
|     | 6 議決予算等の三重県知事<br>への報告に関すること。 | ○ |    |    |    |  |
|     | 7 地方交付税資料の作成<br>に関すること。      |   |    |    | ○  |  |
|     | 8 決算統計資料の作成<br>に関すること。       |   |    |    | ○  |  |
|     | 9 市債の借入れ手続に<br>関すること。        |   |    |    | ○  |  |
| 市民税 | 1 税事務の計画、実施                  |   | 軽易 | やや | 重要 |  |

| 課 | 及び調整に関すること。                     |   | なも<br>の | 重要<br>なも<br>の | なも<br>の |
|---|---------------------------------|---|---------|---------------|---------|
|   | 2 市税等の調査又は検査に関すること。             |   | ○       |               |         |
|   | 3 法人等の市民税及び軽自動車税の賦課及び調定に関すること。  |   | ○       |               |         |
|   | 4 市たばこ税、鉱産税及び入湯税の調定に関すること。      |   | ○       |               |         |
|   | 5 原動機付自転車等の標識の交付に関すること。         | ○ |         |               |         |
|   | 6 自動車の臨時運行の許可及び標識に関すること。        | ○ |         |               |         |
|   | 7 法人等の市民税及び軽自動車税の減免に関すること。      |   | ○       |               |         |
|   | 8 個人の市民税及び県民税の賦課及び調定に関すること。     |   | ○       |               |         |
|   | 9 個人の市民税等の納税通知書の発送及び公示送達に関すること。 | ○ |         |               |         |
|   | 10 市民税等の納税管理人に関すること。            | ○ |         |               |         |
|   | 11 個人の市民税等の減免に関すること。            |   | ○       |               |         |

別表第2 個別専決事項の表政策財務部の表市民税課の項の次に次のように加える。

|      |   |   |   |   |  |  |
|------|---|---|---|---|--|--|
| 資産税課 | <p>1 固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関すること。</p> <p>2 固定資産税及び都市計画税の納税通知書の発送及び公示送達に関すること。</p> <p>3 固定資産税等に係る相続の開始における相続人代表者の届出に関すること。</p> <p>4 固定資産税等の納税管理人に関すること。</p> <p>5 固定資産税等の非課税の認定に関すること。</p> <p>6 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。</p> <p>7 償却資産に係る固定資産税の賦課及び調定に関すること。</p> <p>8 償却資産に係る固定資産税の減免に関すること。</p> <p>9 特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。</p> | ○ | ○ |   |  |  |
| 収税課  | <p>1 納税の指導及び相談に関すること。</p> <p>2 督促状の発送及び公示送達に関すること。</p> <p>3 延滞金及び加算金の</p>   | ○ | ○ | ○ |  |  |

|    |                               |   |           |           |   |
|----|-------------------------------|---|-----------|-----------|---|
|    | 徴収に関すること。                     |   |           |           |   |
| 4  | 納付書及び納入書の再発行に関すること。           |   | ○         |           |   |
| 5  | 市税及び県税の徴収の嘱託及び受託に関すること。       |   | ○         |           |   |
| 6  | 市税等の滞納金の徴収に関すること。             |   | ○         |           |   |
| 7  | 市税等の滞納に係る調査又は検査に関すること。        |   | ○         |           |   |
| 8  | 市税等の徴収猶予に関すること。               |   | ○         |           |   |
| 9  | 市税等の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。  |   |           | ○         |   |
| 10 | 差押物件の管理に関すること。                | ○ |           |           |   |
| 11 | 市税等の納付（入）義務の消滅に関すること。         |   |           |           | ○ |
| 12 | 差押物件の換価処分に関すること（予定価格の金額による。）。 |   | 10万円未満のもの | 10万円以上のもの |   |
| 13 | 市税の交付要求に関すること。                |   | ○         |           |   |
| 14 | 三重地方税管理回収機構への滞納事件の移管に関すること。   |   |           |           | ○ |
| 15 | 市税等の収入金の戻出命令に関すること。           |   | ○         |           |   |

|       |                             |   |           |                  |            |  |
|-------|-----------------------------|---|-----------|------------------|------------|--|
| 財産管理課 | 1 市有財産の管理の総括に関する事           |   |           |                  | ○          |  |
|       | 2 市有財産の損害保険に関する事            |   | ○         |                  |            |  |
|       | 3 登記事務の指導助言に関する事            |   | ○         |                  |            |  |
|       | 4 物品の不用決定に関する事（購入価格の金額による。） |   | 50万円未満のもの | 50万円以上200万円未満のもの | 200万円以上のもの |  |
|       | 5 財産区の総括に関する事               |   |           |                  | ○          |  |
|       | 6 庁舎の管理に関する事                |   | ○         |                  |            |  |
|       | 7 車両の管理及び安全運転の指導に関する事       |   | ○         |                  |            |  |
|       | 8 車両の損害保険に関する事              |   | ○         |                  |            |  |
|       | 9 集中管理車両の整備管理及び配車に関する事      | ○ |           |                  |            |  |

別表第2 個別専決事項の表防災危機管理室の表を次のように改める。

防災危機管理室

| 課   | 専決事項        | 決裁区分 |    |     |    |     |
|-----|-------------|------|----|-----|----|-----|
|     |             | 担当主幹 | 課長 | 部次長 | 部長 | 副市長 |
| 防災危 | 1 危機管理に係る事務 |      | 軽易 | やや  | 重要 |     |

|          |  |                       |                                 |                       |             |                                 |
|----------|--|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|-------------|---------------------------------|
| 機管理<br>課 | の調整及び指導に関する<br>こと。                       |                       | な<br>も<br>の                     | 重<br>要<br>な<br>も<br>の | な<br>も<br>の |                                 |
|          | 2 国民の保護に関する<br>計画の調整に関する<br>こと。          |                       |                                 |                       | ○           |                                 |
|          | 3 応急活動用備蓄資器<br>材等に関すること。                 | 軽<br>易<br>な<br>も<br>の | や<br>や<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の | 重<br>要<br>な<br>も<br>の |             | 特<br>に<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の |
|          | 4 地域防災計画の立案<br>及び実施計画の調整に<br>関すること。      | 軽<br>易<br>な<br>も<br>の | や<br>や<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の | 重<br>要<br>な<br>も<br>の |             | 特<br>に<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の |
|          | 5 災害による被害調査<br>に関すること。                   |                       | ○                               |                       |             |                                 |
|          | 6 災害による応急措置<br>に関すること。                   |                       |                                 |                       | ○           |                                 |
|          | 7 防災行政無線等によ<br>る防災情報の通信に関<br>すること。       |                       | ○                               |                       |             |                                 |
|          | 8 住宅に係る耐震診断<br>及び耐震補強に係る事<br>業の実施に関すること。 |                       |                                 |                       | ○           |                                 |
|          | 9 防災行政の企画及び<br>調整に関すること。                 | 軽<br>易<br>な<br>も<br>の | や<br>や<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の | 重<br>要<br>な<br>も<br>の |             | 特<br>に<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の |

別表第2 個別専決事項の表総務部の表を次のように改める。

総務部

| 課 | 専決事項 | 決裁区分 |    |    |    |    |
|---|------|------|----|----|----|----|
|   |      | 担当   | 課長 | 部次 | 部長 | 副市 |
|   |      |      |    |    |    |    |

|     |   | 主幹 |               | 長                   |               | 長 |
|-----|---|----|---------------|---------------------|---------------|---|
| 総務課 | 1 住居表示に関する<br>こと。                                   |    | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の |   |
|     | 2 当直に関する<br>こと。                                     | ○  |               |                     |               |   |
|     | 3 統計関係刊行物の<br>発行及び配布に関<br>すること。                     |    | ○             |                     |               |   |
|     | 4 総計調査員の選<br>定並びに調査区<br>の設置及び変更<br>に関すること。          |    | ○             |                     |               |   |
|     | 5 保存文書の管理<br>の総括に関する<br>こと。                         |    | ○             |                     |               |   |
|     | 6 公印管守の総括<br>に関すること。                                |    | ○             |                     |               |   |
|     | 7 津市公報及び津<br>市条規類集の編<br>集及び発行に関<br>すること。            | ○  |               |                     |               |   |
|     | 8 関係行政及び司<br>法機関からの依<br>頼による公告書<br>類の掲示に関す<br>ること。  | ○  |               |                     |               |   |
|     | 9 条例、規則、訓<br>令等の公布及び<br>公表に関するこ<br>と。               |    | ○             |                     |               |   |
|     | 10 津市情報公開条<br>例第28条の規<br>定による実施状<br>況の公表に関す<br>ること。 |    | ○             |                     |               |   |
|     | 11 津市個人情報保<br>護条例第51条<br>の規定による                     |    | ○             |                     |               |   |



|           |   |   |            |            |                                    |  |
|-----------|---|---|------------|------------|------------------------------------|--|
|           | 実施状況の公表に関する<br>こと。  |   |            |            |                                    |  |
| 行政経<br>営課 | 1 行財政改革の推進及<br>び総合調整に関するこ<br>と。<br><br>2 地方分権の推進に関<br>すること。   |   |            |            | 重要<br>なも<br>の<br><br>重要<br>なも<br>の | 特に<br>重要<br>なも<br>の<br><br>特に<br>重要<br>なも<br>の |
| 人事課       | 1 臨時的任用職員及び<br>非常勤職員の任免に関<br>すること。<br>2 津市職員処分審査委<br>員会の開催に関するこ<br>と。<br>3 身分証明書の交付に<br>関すること。○<br>4 職員の公務災害補償<br>等に関すること。○<br>5 職務に専念する義務<br>の免除（別表第1の共<br>通専決事項を除く。）<br>及び営利企業等の従事<br>許可に関すること。○<br>6 職員研修の計画及び<br>実施に関すること。<br><br>7 職員（臨時的任用職<br>員及び非常勤職員を含<br>む。）の給与等の支出 | ○ | ○<br><br>○ | ○<br><br>○ | ○<br><br>○                         | ○<br><br>○                                     |

|       |   |   |   |  |                      |                      |
|-------|---|---|---|--|----------------------|----------------------|
|       | <p>に關すること。</p> <p>8 退職手当等の支給に關すること。</p> <p>9 時間外勤務手当の配分に關すること。</p> <p>10 職員に係る手当等の支給認定に關すること。</p> <p>11 所得税、市町村民税等の源泉徴収に關すること。</p> <p>12 退隱料及び遺族扶助料の支出に關すること。</p> <p>13 三重県市町村職員共済組合に対する届出の處理に關すること。</p> <p>14 職員の健康管理に關すること。</p> <p>15 職員に対する被服等の貸与に關すること。</p> | ○ | ○ |  |                      |                      |
| 調達契約課 | <p>1 入札参加資格審査申請に關すること。</p> <p>2 物品の規格の統一に關すること。</p> <p>3 不用品の処分に關すること。</p> <p>4 工事又は製造その他についての請負（津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されたものに限る。以下この表において同じ。）における予定価格及び最低制限価格の決定に</p>  | ○ | ○ |  | 3億<br>円未<br>満の<br>もの | 3億<br>円以<br>上の<br>もの |

|   |                                     |                                     |   |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 関すること（設計金額の金額による。）。   |                                     |                                     |   |
| 5 入札参加資格審査申請に関すること。   | ○                                   |                                     |   |
| 6 津市建設工事等入札参加資格審査委員会に関すること。                                 |                                     |                                     | ○ |
| 7 津市入札等監視委員会に関すること。   |                                     |                                     | ○ |
| 8 工事又は製造その他についての請負における入札保証金の納付及び減免に関すること（予定価格の金額による。）。      | 1 億<br>5,00<br>0万<br>円未<br>満の<br>もの | 1 億<br>5,00<br>0万<br>円以<br>上の<br>もの |   |
| 9 工事又は製造その他についての請負における落札者の決定及び再入札の執行に関すること（予定価格の金額による。）。    | 1 億<br>5,00<br>0万<br>円未<br>満の<br>もの | 1 億<br>5,00<br>0万<br>円以<br>上の<br>もの |   |
| 10 工事又は製造その他についての請負に係る契約並びに契約保証金の納付及び減免に関すること（予定価格の金額による。）。 | 1 億<br>5,00<br>0万<br>円未<br>満の<br>もの | 1 億<br>5,00<br>0万<br>円以<br>上の<br>もの |   |
| 11 工事又は製造その他についての請負の期間の延長に関すること（予定価格の金額による。）。               | 1 億<br>5,00<br>0万<br>円未<br>満の<br>もの | 1 億<br>5,00<br>0万<br>円以<br>上の<br>もの |   |

|       |                                     |   |       |         |       |         |
|-------|-------------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|
|       | 12 建設工事等に係る発注見通し、入札、契約の情報の公表に関すること。 |   |       |         | ○     |         |
| 情報企画課 | 1 情報化の推進に係る企画及び調整に関すること。            |   | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 2 情報通信システムの開発及び運用に関すること。            |   | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの |         |
|       | 3 電子自治体の構築に関すること。                   |   | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 4 情報通信機器の使用に係る指導に関すること。             | ○ |       |         |       |         |
|       | 5 情報通信基盤の整備に関すること。                  |   | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの |         |
|       | 6 電子計算機処理に係るデータの保護及び管理に関すること。       |   | ○     |         |       |         |

別表第2 個別専決事項の表財務部の表を削る。

別表第2 個別専決事項の表市民部の表市民交流課の項を次のように改める。

|       |                         |  |   |  |  |  |
|-------|-------------------------|--|---|--|--|--|
| 市民交流課 | 1 出張所の総括管理及び連絡調整に関すること。 |  | ○ |  |  |  |
|-------|-------------------------|--|---|--|--|--|

|    |  |       |         |       |         |
|----|--|-------|---------|-------|---------|
| 2  | 津市市民活動センター（地域福祉ステーションに係るものを除く。）の運営に係る総合調整に関すること。 | ○     |         |       |         |
| 3  | 市民相談に関すること。                                      | ○     |         |       |         |
| 4  | 住民意識調査の実施に関すること。                                 |       |         | ○     |         |
| 5  | 陳情、要望等の受付及び調整に関すること。                             | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
| 6  | パブリック・コメントの総合調整及び推進に関すること。                       |       |         | ○     |         |
| 7  | 消費者相談に関すること。                                     | ○     |         |       |         |
| 8  | 計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務に関すること。                     | ○     |         |       |         |
| 9  | 交通安全対策の計画、実施及び調整に関すること。                          | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
| 10 | 交通災害共済の加入及び見舞金の請求に関すること。                         | ○     |         |       |         |
| 11 | 交通安全の相談に関すること。                                   | ○     |         |       |         |

別表第2 個別専決事項の表市民部の表の次に次の表を加える。

スポーツ・文化振興室

| 課       | 専決事項  | 決裁区分     |    |         |    |         |
|---------|---|----------|----|---------|----|---------|
|         |   | 担当<br>主幹 | 課長 | 部次<br>長 | 部長 | 副市<br>長 |
| スポーツ振興課 | 1 スポーツ関係行事の計画策定に関する事<br>2 各種スポーツ教室の計画策定に関する事<br>3 運動施設の使用許可に関する事。 |          | ○  |         |    |         |
| 文化振興課   | 文化振興施策の実施及び調整に関する事。   |          | ○  |         |    |         |

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表中

| 課 | 本庁専決事項 | 担当<br>主幹 | 課長 | 部次<br>長 | 部長 | 副市<br>長 |
|---|--------|----------|----|---------|----|---------|
|   |        |          |    |         |    |         |

を

| 課 | 専決事項 | 決裁区分     |    |         |    |         |
|---|------|----------|----|---------|----|---------|
|   |      | 担当<br>主幹 | 課長 | 部次<br>長 | 部長 | 副市<br>長 |
|   |      |          |    |         |    |         |

に改め、同表福祉管理課の項中「福祉管理課」を「福祉政策課」に改め、同表こども家庭課の項中

|    |   |  |        |          |       |  |
|----|---|--|--------|----------|-------|--|
| 16 | 児童福祉施設（保育所及び津市療育センターを除く。）等の設置の協議及び管理運営等に関する事。               |  | 軽易なものの | やや重要なものの | 重要なもの |  |
| 17 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する相談及び調査指導の実施並びに報告に関する事。 |  | ○      |          |       |  |
| 18 | 家庭児童相談事業の   |  | ○      |          |       |  |

|  |   |   |  |   |  |
|--|---|---|--|---|--|
|  | 実施に關すること。                                 |   |  |   |  |
|  | 19 児童虐待の防止等に<br>係る相談及び調査指導<br>等の実施に關すること。 | ○ |  |   |  |
|  | 20 チビッコ広場に係る<br>設置の承認に關するこ<br>と。          |   |  | ○ |  |
|  | 21 児童遊園の管理に關<br>すること。                     | ○ |  |   |  |
|  | 22 子育て広場に係る事<br>業の実施に關すること。               | ○ |  |   |  |

を削り、同表高齢・障がい福祉課の項を次のように改める。

|           |  |   |               |                     |               |
|-----------|--|---|---------------|---------------------|---------------|
| 高齢福<br>祉課 | 1 高齢福祉に係る計画<br>及び調整に關すること。   |   | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の |
|           | 2 老人福祉法（昭和38<br>年法律第133号）第10<br>条の4第1項及び第11<br>条の規定に基づく費用<br>の決定及び徴収並びに<br>減免に關すること。 |   |               |                     | ○             |
|           | 3 老人福祉法第10条の<br>4第1項及び第11条の<br>規定に基づく費用に係<br>る納入通知書の発送に<br>關すること。                    | ○ |               |                     |               |
|           | 4 はり・きゅう・マッ<br>サージ施術費助成事業<br>に係る助成券の交付決<br>定に關すること。                                  |   | ○             |                     |               |
|           | 5 生活管理指導短期宿  |   | ○             |                     |               |

|   |   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| 泊事業に係る利用の決定等に関する事                         |   |  |  |  |
| 6 配食サービス事業に係る委託及び利用の決定等に関する事              | ○ |  |  |  |
| 7 外出支援サービス事業に係る利用の決定等に関する事                | ○ |  |  |  |
| 8 軽度生活家事援助事業に係る利用の決定等に関する事                | ○ |  |  |  |
| 9 紙おむつ等給付事業に係る給付の決定等に関する事                 | ○ |  |  |  |
| 10 訪問理美容サービス事業に係る利用の決定等に関する事              | ○ |  |  |  |
| 11 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業に係る利用の決定等に関する事          | ○ |  |  |  |
| 12 高齢者生活支援事業見守りケーブルに関する事                  | ○ |  |  |  |
| 13 高齢者生活福祉センター居住事業に係る利用の決定等に関する事          | ○ |  |  |  |
| 14 外国人高齢者福祉給付金支給事業に係る受給資格の認定及び支給の決定等に関する事 | ○ |  |  |  |
| 15 老人福祉電話事業に                              | ○ |  |  |  |



|  |  |  |   |  |  |  |
|--|--|--|---|--|--|--|
|  | 係る貸与の決定等に関する<br>すること。                  |  |   |  |  |  |
|  | 16 緊急通報装置事業に係る貸与の決定等に関する<br>すること。      |  | ○ |  |  |  |
|  | 17 老人日常生活用具給付等事業に係る給付の決定等に関する<br>こと。   |  | ○ |  |  |  |
|  | 18 徘徊高齢者家族支援サービス事業に係る利用の決定等に関する<br>こと。 |  | ○ |  |  |  |
|  | 19 生きがい活動支援通所事業に係る利用の決定等に関する<br>こと。    |  | ○ |  |  |  |

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表高齢福祉課の項の次に次のように加える。

|        |  |  |   |  |   |  |
|--------|--|--|---|--|---|--|
| 障がい福祉課 | 1 自立支援給付に関する報告等に関する<br>こと。                                       |  |   |  | ○ |  |
|        | 2 自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）の支給の要否の決定又は支給決定の取消しに関する<br>こと。 |  |   |  | ○ |  |
|        | 3 自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）の支給決定の変更に関する<br>こと。            |  | ○ |  |   |  |
|        | 4 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に関する<br>こと。                             |  |   |  | ○ |  |

- 5 地域生活支援事業に係る利用の決定又は利用決定の取消しに関すること。
- 6 地域生活支援事業に係る利用決定の変更に関すること。
- 7 地域生活支援事業に係る委託に関すること。
- 8 自立支援給付及び地域生活支援事業に係る費用の支払に関すること。
- 9 障害福祉サービス受給者証等の交付に関すること。
- 10 障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者社会参加支援施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。
- 11 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項（助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）の規定に基づく費用の

○

○

○

○

○

○

○

決定及び徴収並びに減免に関すること。

12 身体障害者福祉法第38条第3項及び第4項並びに知的障害者福祉法第27条並びに児童福祉法第56条第2項（助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）の規定に基づく費用に係る納入通知書の発送に関すること。

13 精神障害者に係る医療保護入院の同意に関すること。

14 精神通院医療に係る自立支援医療費の申請書の進達に関すること。

15 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。

16 特別児童扶養手当に係る認定の請求に関すること。

17 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に係る認定及び却下並びにこれらの額の改定及び受給事由の消滅に関すること。

18 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給者に係る変

○

○

○

○

○

○

○

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| 更（これらの手当の額の改定に係るものを除く。）に関する事。  |   |  |   |  |
| 19 重度心身障害者等介護手当及び心身障害児童福祉年金に係る認定及び却下並びにこれらの額の改定及び受給事由の消滅に関する事。       | ○ |  |   |  |
| 20 重度心身障害者等介護手当及び心身障害児童福祉年金の受給者に係る変更（これらの手当及び年金の額の改定に係るものを除く。）に関する事。 | ○ |  |   |  |
| 21 難病患者等ホームヘルプサービス事業に係る利用の決定等に関する事。                                  |   |  | ○ |  |
| 22 難病患者等短期入所事業に係る利用の決定等に関する事。  |   |  | ○ |  |
| 23 難病患者等日常生活用具給付事業に係る給付の決定等に関する事。                                    | ○ |  |   |  |
| 24 障害者小規模作業所に係る設置の承認に関する事。   |   |  | ○ |  |
| 25 知的障害者生活ホーム入居委託事業に係る利用の決定等に関する                                     |   |  | ○ |  |

|  |     |  |  |  |  |  |
|--|-----|--|--|--|--|--|
|  | こと。 |  |  |  |  |  |
|--|-----|--|--|--|--|--|

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表援護課の項中「津市被保護世帯特別援護事業」を「被保護世帯特別援護事業」に改め、同表保険年金課の項中「1 1 国民健康保険料」を「1 1 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「1 2 国民健康保険料」を「1 2 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「1 3 国民健康保険料」を「1 3 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「1 4 国民健康保険料」を「1 4 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「1 5 国民健康保険料」を「1 5 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「1 6 国民健康保険料」を「1 6 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「1 7 国民健康保険料」を「1 7 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に改める。

別表第2 個別専決事項の表商工観光部の表を次のように改める。

商工観光部

| 課               | 専決事項                              | 決裁区分                 |               |                     |               |                     |
|-----------------|-----------------------------------|----------------------|---------------|---------------------|---------------|---------------------|
|                 |                                   | 担当<br>主幹             | 課長            | 部次<br>長             | 部長            | 副市<br>長             |
| 産業政<br>策振興<br>課 | 1 工業の振興の計画、<br>実施及び調整に関する<br>こと。  | 極め<br>て軽<br>易な<br>もの | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の | 特に<br>重要<br>なも<br>の |
|                 | 2 企業の誘致及び立地<br>に関すること。            | 極め<br>て軽<br>易な<br>もの | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の | 特に<br>重要<br>なも<br>の |
|                 | 3 企業の立地に係る補<br>助金の交付決定に関す<br>ること。 |                      |               |                     | ○             |                     |
| 商業労<br>政振興<br>課 | 1 商業の振興の計画、<br>実施及び調整に関する<br>こと。  | 極め<br>て軽<br>易な<br>もの | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の | 特に<br>重要<br>なも<br>の |

|       |  |          |       |         |       |         |
|-------|--|----------|-------|---------|-------|---------|
|       | 2 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく認可等に関すること。 |          |       |         | ○     |         |
| 観光振興課 | 観光の振興に係る施策の計画及び調整に関すること。               | 極めて軽易なもの | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |

別表第2 個別専決事項の表農林水産部の表中「本庁専決事項」を「専決事項」に改め、同表農林水産課の項中「農林水産課」を「農林水産政策課」に改める。

別表第2 個別専決事項の表競艇事業部の表中「本庁専決事項」を「専決事項」に改める。

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表中「本庁専決事項」を「専決事項」に改め、同表都市管理課の項及び都市計画課の項を次のように改める。

|       |  |  |       |         |       |         |
|-------|--|--|-------|---------|-------|---------|
| 都市計画課 | 1 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出に係る意見の申出等に関すること。 |  |       |         | ○     |         |
|       | 2 都市計画に関する基本的な方針に係る調査及び計画策定に関すること。           |  | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 3 市街地に係る住宅施策（公営住宅を除く。）に関する調査及び計画策定に関すること。    |  | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 4 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出及び申出等に関  |  |       |         | ○     |         |

|   |               |                 |               |                 |
|---|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| <p>すること。</p>  |               |                 |               |                 |
| <p>5 都市景観に係る調査及び計画に関すること。</p>                               | <p>軽易なものの</p> | <p>やや重要なものの</p> | <p>重要なものの</p> | <p>特に重要なものの</p> |
| <p>6 三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）に基づく次に掲げる事務</p>              |               |                 |               |                 |
| <p>(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置等の許可に関すること。</p>                       | <p>○</p>      |                 |               |                 |
| <p>(2) 届出の受理に関すること。</p>                                     | <p>○</p>      |                 |               |                 |
| <p>(3) 許可の取消しに関すること。</p>                                    |               |                 | <p>○</p>      |                 |
| <p>(4) 広告物（はり紙、はり札等、立看板等及び広告旗を除く。）の除却その他必要な措置の命令に関すること。</p> |               |                 | <p>○</p>      |                 |
| <p>(5) 広告物（はり紙、はり札等、立看板等及び広告旗を除く。）の除却その他必要な措置の実施に関すること。</p> |               |                 | <p>○</p>      |                 |
| <p>(6) 立入検査等に関すること。</p>                                     | <p>○</p>      |                 |               |                 |
| <p>(7) 屋外広告物業を営む者に対する指導、助言及び勧告に関する</p>                      |               |                 | <p>○</p>      |                 |

|       |                                  |          |       |         |       |         |
|-------|----------------------------------|----------|-------|---------|-------|---------|
|       | ること。<br>7 緑化施策の総合企画及び総合調整に関すること。 |          | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
| 都市整備課 | 1 市街地再開発事業に係る調査及び計画に関すること。       |          | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 2 土地区画整理事業に係る調査及び計画に関すること。       |          | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 3 中心市街地の活性化に係る施策の調整に関すること。       | 極めて軽易なもの | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表都市整備課の項の次に次のように加える。

|       |                              |  |       |         |       |         |
|-------|------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|
| 交通政策課 | 1 交通政策に係る調査及び計画に関すること。       |  | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 2 公共交通事業及び公共交通に係る総合調整に関すること。 |  | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 3 バリアフリー基本構想に係る調査及び計画に関すること。 |  | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |
|       | 4 路外駐車場の設置等                  |  | ○     |         |       |         |



|  |                      |               |                     |               |                     |
|--|----------------------|---------------|---------------------|---------------|---------------------|
| <p>の届出の受理に関する<br/>こと。</p>  |                      |               |                     |               |                     |
| <p>5 路外駐車場に係る管<br/>理規程及びその変更の<br/>届出の受理に関するこ<br/>と。</p>                                  |                      | ○             |                     |               |                     |
| <p>6 路外駐車場への立入<br/>検査等に関すること。</p>  |                      | ○             |                     |               |                     |
| <p>7 路外駐車場に係る是<br/>正命令に関すること。</p>  |                      |               |                     | ○             |                     |
| <p>8 路外駐車場の供用の<br/>停止に関すること。</p>   |                      |               |                     |               | ○                   |
| <p>9 ヘリポート及び格納<br/>庫用施設等の管理に関<br/>すること。</p>  | 極め<br>て軽<br>易な<br>もの | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の | 特に<br>重要<br>なも<br>の |
| <p>10 津市建築物における<br/>駐車施設の附置及び管<br/>理に関する条例（平成<br/>18年津市条例第208号）<br/>に基づく次に掲げる事<br/>務</p> |                      |               |                     |               |                     |
| <p>(1) 駐車施設の附置の<br/>特例に係る承認に関<br/>すること。</p>  |                      |               |                     | ○             |                     |
| <p>(2) 立入検査等に関す<br/>ること。</p>   |                      | ○             |                     |               |                     |
| <p>(3) 措置命令に関する<br/>こと。</p>  |                      |               |                     | ○             |                     |

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表公園緑地課の項を削る。

別表第2 個別専決事項の表建設部の表中「本庁専決事項」を「専決事項」に改め、同表建設管理課の項及び道路維持課の項を次のように改める。

|           |  |   |  |                 |               |                |
|-----------|--|---|--|-----------------|---------------|----------------|
| 建設政<br>策課 | <p>1 道路、公園、水路及び河川と民有地との境界に関すること。</p> <p>2 道路、公園、水路及び河川の占用の許可に関すること。</p> <p>3 道路、公園、水路及び河川に係る占用料の納入通知書の発送に関すること。</p> <p>4 道路、公園、水路及び河川に係る占用料の減免に関すること。</p> <p>5 道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。</p> <p>6 道路に係る保険の加入及び請求に関すること。</p> | ○ | ○  |                 | ○             |                |
| 建設維<br>持課 | <p>1 公園緑地及び緑化の計画及び実施に関すること。</p> <p>2 公園の使用等の許可及びその取消しに関すること。</p> <p>3 公園に係る使用料等の納入通知書の発行に関すること。</p> <p>4 公園に係る使用料等の減免に関すること。</p> <p>5 準用河川に係る占用</p>  | ○ | <p>軽易なものの</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>やや重要なものの</p> | <p>重要なものの</p> | <p>特に重要なもの</p> |

|    |   |               |                     |               |                     |
|----|---|---------------|---------------------|---------------|---------------------|
|    | 又は採取の許可に関する<br>こと。                              |               |                     |               |                     |
| 6  | 準用河川と民有地との<br>境界査定等に関する<br>こと。                  | ○             |                     |               |                     |
| 7  | 河川台帳の整備及び<br>管理に関すること。                          | ○             |                     |               |                     |
| 8  | 調整池に係る占用許<br>可に関すること。                           | ○             |                     |               |                     |
| 9  | 砂防指定地内におけ<br>る行為に係る申請書の<br>受理及び進達に関する<br>こと。    | ○             |                     |               |                     |
| 10 | 急傾斜地崩壊区域内<br>における行為に係る申<br>請書の受理及び進達に<br>関すること。 | ○             |                     |               |                     |
| 11 | 地すべり防止区域内<br>における行為に係る申<br>請書の受理及び進達に<br>関すること。 | ○             |                     |               |                     |
| 12 | 漂流物及び沈没品の<br>取得及び届出の公告に<br>関すること。               | ○             |                     |               |                     |
| 13 | 津市道路整備計画の<br>推進及び調整に関する<br>こと。                  | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の | 特に<br>重要<br>なも<br>の |

別表第2 個別専決事項の表下水道部の表下水道管理課の項中「下水道管理課」を「下水道政策課」に改め、同表下水道建設課の項及び下水道施設課の項を次のように改める。

|     |   |           |  |  |   |  |
|-----|---|-----------|--|--|---|--|
| 下水道 | 1 | 私道への公共下水道 |  |  | ○ |  |
|-----|---|-----------|--|--|---|--|

|        |  |  |   |  |  |  |
|--------|--|--|---|--|--|--|
| 建設課    | 設置に係る工事施行の決定に関する事<br>2 下水道建設工事に係る公共ます等の設置の決定等に関する事<br>3 下水道管渠等（都市下水路を含む。）に係る占用許可に関する事<br>4 既設污水管への公共ます等の設置の決定等に関する事<br>5 下水道台帳の管理に関する事 |  | ○ |  |  |  |
| 下水道施設課 | 終末処理場、ポンプ施設及び附帯施設に係る占用許可に関する事。   |  | ○ |  |  |  |

別表第2 個別専決事項の表下水道部の表河川課の項を削る。

別表第3 個別専決事項の表中

「久居工事事務所

| 専決事項 | 決裁区分 |       |          |    |     |
|------|------|-------|----------|----|-----|
|      | 担当主幹 | 担当副参事 | 久居工事事務所長 | 部長 | 副市長 |

を

「工事事務所

| 専決事項 | 決裁区分 |       |        |    |     |
|------|------|-------|--------|----|-----|
|      | 担当主幹 | 担当副参事 | 工事事務所長 | 部長 | 副市長 |

に、「職務に専念する義務の特例に関する条例」を「津市職員の職務に専

念する義務の特例に関する条例」に、「職務に専念する義務の特例に関する規則」を「津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に、

|  |                            |  |  |  |   |  |
|--|----------------------------|--|--|--|---|--|
|  | 18 以上に掲げるもののほか、軽易なものと認めるもの |  |  |  | ○ |  |
|--|----------------------------|--|--|--|---|--|

を

|  |  |       |         |       |         |  |
|--|--|-------|---------|-------|---------|--|
|  | 18 道路、橋りょう等の維持及び補修に関すること。                        |       | ○       |       |         |  |
|  | 19 水路の維持管理に関すること。                                |       | ○       |       |         |  |
|  | 20 道路の維持及び施設の小修繕に関すること。                          |       | ○       |       |         |  |
|  | 21 公園緑地、都市下水道及び下水道の管渠の維持管理に係る作業に関すること。           |       | ○       |       |         |  |
|  | 22 下水道ポンプ施設、排水施設及び排水路の清掃作業に関すること。                |       | ○       |       |         |  |
|  | 23 三重県屋外広告物条例に基づく広告物（はり紙、はり札及び立看板に限る。）の除却に関すること。 | 軽易なもの | やや重要なもの | 重要なもの | 特に重要なもの |  |
|  | 24 以上に掲げるもののほか、軽易なものと認めるもの。                      |       |         |       | ○       |  |

に改める。

別表第4 個別専決事項の表市長公室政策課の表及び総務部総務課の表を次のように改める。

政策財務部政策課

| 室         | 専決事項   | 決裁区分     |               |                     |  |                     |
|-----------|--|----------|---------------|---------------------|--|---------------------|
|           |  | 担当<br>主幹 | 室長            | 部次<br>長             | 部長   | 副市<br>長             |
| 地域振<br>興室 | <p>1 地域振興事業に係る企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 総合支所との総合調整に関すること。</p> <p>3 地域審議会との連絡調整に関すること。</p> <p>4 津地区地域審議会に係る庶務に関すること。</p> <p>5 過疎地域等に係る対策の推進及び総合調整に関すること。</p>                             |          | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の<br><br>○<br><br>○<br><br>○<br><br>○                      | 特に<br>重要<br>なも<br>の |
| 広報室       | <p>1 広報津の編集及び発行に関すること。</p> <p>2 記者発表及び資料提供に関すること。</p> <p>3 広報活動の企画及び連絡調整に関すること。</p> <p>4 映像及び音声による広報番組等の企画及び制作に関すること。</p> <p>5 ホームページの企画及び編集に関すること。</p> <p>6 市の花、木及び鳥並びに市民歌に関すること。</p> |          | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | ○<br><br>○<br><br>重要<br>なも<br>の<br><br>○<br><br>○<br><br>重要<br>なも<br>の | 特に<br>重要<br>なも      |

の の

総務部総務課

| 室   | 専決事項   | 決裁区分     |    |         |    |         |
|-----|--|----------|----|---------|----|---------|
|     |  | 担当<br>主幹 | 室長 | 部次<br>長 | 部長 | 副市<br>長 |
| 法務室 | 1 例規の審査に関する<br>こと。<br>2 重要な契約書、協定<br>書等の審査に関するこ<br>と。<br>3 訴訟事件又は訴訟事<br>件となるおそれのある<br>事件に対する指導助言<br>に関すること。<br>4 法律顧問相談に関す<br>ること。<br>5 行政手続に係る総合<br>的な調整に関すること。 |          | ○  |         |    |         |

別表第4 個別専決事項の表総務部総務課の表の次に次の表を加える。

市民部市民交流課

| 室                | 専決事項   | 決裁区分     |               |                     |               |                     |
|------------------|--|----------|---------------|---------------------|---------------|---------------------|
|                  |  | 担当<br>主幹 | 室長            | 部次<br>長             | 部長            | 副市<br>長             |
| 国際・<br>国内交<br>流室 | 1 国際化への対応に関<br>すること。<br>2 国際交流に関するこ<br>と。<br>3 姉妹都市及び友好都 |          | 軽易<br>なも<br>の | やや<br>重要<br>なも<br>の | 重要<br>なも<br>の | 特に<br>重要<br>なも<br>の |

|  |                    |  |                       |                             |                       |                                 |
|--|--------------------|--|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------------------|
|  | 市に関すること。           |  | な<br>も<br>の           | 重<br>要<br>な<br>も<br>の       | な<br>も<br>の           | 重<br>要<br>な<br>も<br>の           |
|  | 4 都市間交流に関する<br>こと。 |  | 軽<br>易<br>な<br>も<br>の | やや<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の | 重<br>要<br>な<br>も<br>の | 特<br>に<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の |

別表第4 個別専決事項の表市民部人権課の表の次に次の表を加える。

健康福祉部こども家庭課

| 室                | 専決事項   | 決裁区分     |                       |                             |                       |         |
|------------------|--|----------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|---------|
|                  |  | 担当<br>主幹 | 室長                    | 部次<br>長                     | 部長                    | 副市<br>長 |
| こども<br>総合支<br>援室 | 1 児童福祉施設（保育<br>所及び津市療育センタ<br>ーを除く。）等の設置<br>の協議及び管理運営等<br>に関すること。 |          | 軽<br>易<br>な<br>も<br>の | やや<br>重<br>要<br>な<br>も<br>の | 重<br>要<br>な<br>も<br>の |         |
|                  | 2 児童福祉法に基づく<br>児童及び妊産婦の福祉<br>に関する相談及び調査<br>指導の実施並びに報告<br>に関すること。 |          | ○                     |                             |                       |         |
|                  | 3 家庭児童相談事業の<br>実施に関すること。   |          | ○                     |                             |                       |         |
|                  | 4 児童虐待の防止等に<br>係る相談及び調査指導<br>等の実施に関すること。                         |          | ○                     |                             |                       |         |
|                  | 5 チビッコ広場に係る<br>設置の承認に関するこ<br>と。                                  |          |                       |                             | ○                     |         |
|                  | 6 児童遊園の管理に関<br>すること。   |          | ○                     |                             |                       |         |
|                  | 7 子育て広場に係る事  |          | ○                     |                             |                       |         |



|  |             |  |  |  |  |  |
|--|-------------|--|--|--|--|--|
|  | 業の実施に関すること。 |  |  |  |  |  |
|--|-------------|--|--|--|--|--|

別表第4 個別専決事項の表健康福祉部保険年金課の表を次のように改める。

健康福祉部保険年金課

| 室         | 専決事項                              | 決裁区分     |           |                 |           |         |
|-----------|-----------------------------------|----------|-----------|-----------------|-----------|---------|
|           |                                   | 担当<br>主幹 | 室長        | 部次<br>長         | 部長        | 副市<br>長 |
| 医療助<br>成室 | 1 福祉医療費の助成に関すること。                 |          | ○         |                 |           |         |
|           | 2 福祉医療費受給資格の認定等に関すること。            | ○        |           |                 |           |         |
|           | 3 福祉医療費に係る受給資格証の交付及び再発行に関すること。    | ○        |           |                 |           |         |
|           | 4 後期高齢者医療に係る申請書の受付に関すること。         |          | ○         |                 |           |         |
|           | 5 後期高齢者医療被保険者証等の引渡しに関すること。        | ○        |           |                 |           |         |
|           | 6 後期高齢者医療保険料納入通知書の発送及び公示送達に関すること。 |          | ○         |                 |           |         |
|           | 7 後期高齢者医療保険料の調定に関すること。            |          | ○         |                 |           |         |
|           | 8 三重県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。     |          | 軽易<br>なもの | やや<br>重要な<br>もの | 重要<br>なもの |         |
|           | 9 老人保健医療の給付に関すること。                |          | ○         |                 |           |         |

|  |                              |  |        |          |        |  |
|--|------------------------------|--|--------|----------|--------|--|
|  | 10 その他後期高齢者医療及び老人保健医療に関すること。 |  | 軽易なものの | やや重要なものの | 重要なものの |  |
|--|------------------------------|--|--------|----------|--------|--|

別表第4個別専決事項の表商工観光部商工労政課の表を削る。

別表第4個別専決事項の表農林水産部農林水産課の表中「農林水産部農林水産課」を「農林水産部農林水産政策課」に改め、同表水産振興室の項及び林業振興室の項を次のように改める。

|       |   |  |                          |          |        |          |
|-------|---|--|--------------------------|----------|--------|----------|
| 林業振興室 | 1 林業の振興の計画及び調整に関すること。<br><br>2 森林施業に伴う立入調査等及び勧告に関すること。<br><br>3 火入れの許可に関すること。 |  | 軽易なものの<br><br>○<br><br>○ | やや重要なものの | 重要なものの | 特に重要なものの |
| 水産振興室 | 水産業の振興の計画及び調整に関すること。  |  | 軽易なものの                   | やや重要なものの | 重要なものの | 特に重要なものの |

別表第6中「第4条第6項第2号」を「第4条第6項第3号」に、「第4条第6項第3号」を「第4条第6項第4号」に改める。

(津市職員試験選考委員会規程の一部改正)

第4条 津市職員試験選考委員会規程（平成18年津市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長公室人事課」を「総務部人事課」に改める。

(津市臨時職員取扱規程の一部改正)

第5条 津市臨時職員取扱規程（平成18年津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第2項及び第3項、第9条第2項並びに第12条中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

第1号様式中

「市人 長 公 室 課」 「総人 務事 に、 「（あて先）市長公室長」を「（あて先）総務部長」 「部課」

に改める。

第2号様式中

「市人 長 公 室 課」 「総人 務事 に、 「（あて先）市長公室長」を「（あて先）総務部長」 「部課」

に改める。

（津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部改正）

第6条 津市非常勤嘱託員取扱要綱（平成18年津市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

第1号様式中

「市 長 公 室 人 事 課」 「総 務 部 人 事 課」 を に改める。

（津市職員服務規程の一部改正）

第7条 津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、同条第7号中「同条第6項第2号」を「同条第6項第3号」に、「同条第4項第2号」を「同条第4項第3号」に改める。

第11条第3号中「市長公室人事課」を「総務部人事課」に改める。

第19条第3項中「市長公室行政経営課経由」を「総務部行政経営課経由」に改める。

第31条第2項中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第34条中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

(津市土地開発基金管理運用規程の一部改正)

第8条 津市土地開発基金管理運用規程（平成18年津市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「財務部財政課」を「政策財務部財政課」に改める。

第5条、第7条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項、第14条第1項及び第3項並びに第16条中「財務部長」を「政策財務部長」に改める。

第2号様式中「財務部長 様」を「(あて先)政策財務部長」に改める。

第3号様式中「 部長 様」を「(あて先) 部長」に、「財務部長」を「政策財務部長」に改める。

第4号様式中「財務部長 様」を「(あて先)政策財務部長」に改める。

第5号様式中「 部長 様」を「(あて先) 部長」に、「財務部長 (氏 名)」を「政策財務部長 (氏 名)」に、「財務部長 様」を「(あて先)政策財務部長」に改める。

第6号様式中「 部長 様」を「(あて先) 部長」に、「財務部長」を「政策財務部長」に改める。

(津市自動車管理規程の一部改正)

第9条 津市自動車管理規程（平成18年津市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同条第1項第3号、」を削る。

第4条第2項及び第6条中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第15条中「契約財産課長」を「財産管理課長」に、「市長公室人事課」を「総務部人事課」に改める。

第18条中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

(津市自動車事故対策委員会規程の一部改正)

第10条 津市自動車事故対策委員会規程（平成18年津市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財務部長」を「政策財務部長」に、「市長公室長」を「総務部長」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、「同条第1項第3号、」を削る。

第8条中「財務部契約財産課」を「政策財務部財産管理課」に改める。

(津市土地取得等審査委員会規程の一部改正)

第11条 津市土地取得等審査委員会規程（平成18年津市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財務部長」を「政策財務部長」に改め、同条第3項中「市長公室長」を削る。

第5条第3項中「防災危機管理室長」の次に「、スポーツ・文化振興室長」を、「総合支所長を含む」の次に「。以下同じ」を加え、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、「同条第1項第3号、」を削る。

第6条中「（市長公室長、防災危機管理室長、担当理事及び総合支所長を含む。以下同じ。）」を削る。

第9条中「財務部契約財産課」を「政策財務部財産管理課」に改める。

（津市地域包括支援センター設置規程の一部改正）

第12条 津市地域包括支援センター設置規程（平成18年津市訓令第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「健康福祉部高齢・障がい福祉課」を「健康福祉部高齢福祉課」に改める。

第4条第2項中「高齢・障がい福祉課長」を「高齢福祉課長」に改める。

（津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正）

第13条 津市行財政改革推進本部設置規程（平成18年津市訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第11条中「市長公室行政経営課」を「総務部行政経営課」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般  
出先機関

津市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市文書管理規程の一部を改正する訓令

津市文書管理規程（平成18年津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「記録をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第11号を同条第12号とし、同条第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「久居工事事務所」を「工事事務所」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文書管理システム 電子計算機により総合的に文書の管理を行うためのシステムで、文書の起案、回議、決裁、供覧、発送、收受、保存等を行うことができ、かつ、市長が認めたものをいう。

第3条に次の1項を加える。

2 この規程における事務処理は、特に規定するもののほか、文書管理システムにより行うものとする。

第4条第2項中「毎年1回各課」を「各課及び室」に改める。

第6条中「及び」を「、津市事務分掌規則第4条第3項に規定する室長並びに同条第2項及び同条第6項第1号に規定する担当副参事並びに津市支所及び出張所処務規程第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号に規定する」に、「以下」を「第10条第1項、第15条第1項、第29条第2項、第31条第2項、第39条第1項及び第2項並びに第40条において」に改める。

第11条第4号中「数課」及び「課」の次に「又は室」を加え、同条第5号中「、親展文書及び個人あての文書を除き」、「、その余白部分に收受印を押し」及び「の文書取扱責任者」を削る。

第13条中「到達した文書は、当直員が受領し」を「到達し、当直員が受領した文書は」に改める。

第15条第1項中「課」の次に「又は室」を加え、同項第2号中「会議又は

各種行事」を「各種行事等」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 総務課長が文書管理システムに登録しないことが適当と認める文書  
第15条第2項中「課」の次に「又は室」を加える。

第16条に次のただし書を加える。

ただし、口頭により処理することができる場合は、この限りでない。

第17条第2項中「文書の余白に「供覧」と朱書するとともに、他の課」を  
「次条の規定に準じて行い、他の課又は室」に改め、「課」の次に「若しくは  
室」を加える。

第18条第1項を次のように改める。

文書の起案は、文書管理システムにより行うものとする。ただし、次の各  
号のいずれかに該当する場合は、文書管理システムに所要事項を登録し、起  
案用紙（第5号様式）を用い、又は一定の帳票を利用して行うものとする。

- (1) 法令等により、紙による作成、保存等が定められている場合
- (2) 紙の添付文書、大量の電磁的記録の添付文書その他の文書管理システム  
に登録できない添付文書がある場合
- (3) 起案の様式が電子計算機による業務処理により紙で作成される場合
- (4) 緊急に事案を処理する必要がある、文書管理システムを使用することが  
困難な場合又は故障等により文書管理システムを使用することができない  
場合

第18条第3項第1号中「の定めるところにより、次に掲げる表示をすること  
と」を「に規定する決裁区分を表示すること」に改め、同号アからサまでを削  
り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 決裁欄には、決裁の順序を記載すること。
- (3) 取扱上の注意欄には、重要、至急、秘密等特別扱いの必要がある場合は、  
その旨を記載すること。

第18条第3項第4号中「保存区分」を「保存年限」に、「編さん類目欄」  
を「分類記号欄」に、「コード番号」を「分類記号」に改め、同条第5号及び  
第6号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

- (5) 公印欄には、公印の使用を承認した日等を記載すること。
- (6) 発送欄には、発送手続を行った日等を記載すること。

第18条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第4号に規定する場合においては、文書管理システムへの登録は、決  
裁後に行うものとする。

第18条に次の2項を加える。

5 文書管理システムを用いない承認、決裁、合議及び供覧は、押印又は署名によるものとする。

6 軽易な事案で文書管理システムに登録の必要がないものは、文書の余白を利用して処理することができる。

第19条第1項中「又は主管担当理事」を「（防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長を含む。以下同じ。）若しくは主管担当理事又は総合支所長」に改め、「及び担当理事」の次に「並びに総合支所長」を加え、「又は主管担当参事」を「（防災危機管理室次長、スポーツ・文化振興室次長及び工事事務所長を含む。以下同じ。）若しくは主管担当参事又は副総合支所長」に改め、「当該主管部次長」の次に「（工事事務所長を除く。）」を加え、「主管担当参事が置かれていない場合は、主管課長」を「主管担当参事並びに副総合支所長が置かれていない場合は、主管課長（東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長を含む。以下この項において同じ。）」に改め、「及び担当参事」の次に「並びに副総合支所長」を加え、同条第3項中「前2項」を「文書管理システムを用いない場合において、前2項」に改める。

第20条中「決裁欄にその押印」を「承認」に改める。

第21条中「部課」を「部又は課若しくは室」に改め、同条第1号中「他の課」の次に「又は室」を加える。

第22条中「起案課」の次に「又は室」を加える。

第24条第2項中「原議書の欄外に」を削り、同条第3項中「部課」を「部又は課若しくは室」に改める。

第26条第1項中「市長公室法務室長」を「法務室長」に改め、同条第2項中「市長公室政策課法務室」を「総務部法務室」に改める。

第28条第3項中「主管課に備える」を削り、「並びに総務課及び各総合支所総務課に備える」を「及び」に改める。

第29条第1項中「主管課に備える発送簿に記載し」を「必要な事項を文書管理システムに登録し」に改め、同条第2項中「記載の」を「登録の」に、「発送簿への記載」を「文書管理システムへの登録」に改め、同条第3項中「又はファクシミリ」を削る。

第30条中「課名」の次に「若しくは室名」を加え、「発送簿の番号」を「文書管理システムにおいて取得した文書番号」に改める。

第34条第2項中「の表紙（第11号様式）及び背表紙（第12号様式）」



は」を「は、背表紙（第 1 1 号様式）を付け」に改め、同項ただし書を削る。

第 3 5 条中「完結した文書は、各課において」を「文書管理システムを用いない場合は」に改め、同条第 4 号中「1 簿冊」を「簿冊」に改め、「とし、厚さ 7 センチメートル程度」を削り、同条第 8 号中「第 1 3 号様式」を「第 1 2 号様式」に、「表紙の裏に貼付する」を「簿冊の先頭にとじる」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

起案者は、文書管理システムにおいて文書の完結に必要な事項を登録するものとする。

第 3 8 条第 1 項中「第 1 4 号様式」を「第 1 3 号様式」に、「それぞれ 2 部を添えて」を「を作成し」に改める。

第 3 9 条第 2 項中「第 1 5 号様式」を「第 1 4 号様式」に改める。

第 4 1 条第 1 項中「第 1 6 号様式」を「第 1 5 号様式」に改め、同条第 2 項中「焼却、裁断等の」を「総務課長が指定する」に改める。

第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。



|          |       |          |       |            |              |
|----------|-------|----------|-------|------------|--------------|
| 決裁<br>区分 |       | 文書<br>番号 |       | 発送         | 年 月 日        |
|          |       |          |       | 公印         | 年 月 日        |
| 保存<br>年限 | 年     | 施行<br>日  | 年 月 日 | 取扱上<br>の注意 | (処理期限) 年 月 日 |
| 完結<br>日  | 年 月 日 | 決裁<br>日  | 年 月 日 | 起案者        | 氏名<br>電話番号   |
| 分類<br>記号 |       | 起案<br>日  | 年 月 日 |            |              |
| 件名       |       |          |       |            |              |
| 決裁・合議    |       |          |       |            |              |
|          |       |          |       |            |              |

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。





第11号様式を削る。

第12号様式中「編さん類目」を「分類記号」に、「個別文書名」を「簿冊名」に改め、同様式を第11号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。





第13号様式及び第14号様式を次のように改める。





第14号様式の次に次の1様式を加える。



第16号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

津市訓令第5号

庁中一般  
出先機関

津市庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

津市庁舎防火等管理規程（平成18年津市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「会長は」を「会長には」に、「は財務部長」を「には政策財務部税務・財産管理担当理事」に改め、同条第3項中「市長公室長、」を削る。

第6条中「財務部契約財産課」を「政策財務部財産管理課」に改める。

第7条第2項中「財務部長」を「政策財務部税務・財産管理担当理事」に改め、同条第3項中「財務部長」を「政策財務部税務・財産管理担当理事」に、「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第9条第2項第1号中「同条第1項第3号、」を削り、「含む」を「含み、本庁舎に勤務する者に限る」に、「収入役室長及び選挙管理委員会事務局長」を「会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び監査事務局長」に改め、同項第6号中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第12条第2項中「別表第3に」を「別に」に改め、同条第3項中「は財務部長」を「には政策財務部税務・財産管理担当理事」に、「者、」を「者を、」に、「は市長公室長」を「には総務部長」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

別表第3を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

津市訓令第6号

庁中一般  
出先機関

津市会計管理者事務専決規程を次のように定める。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市会計管理者事務専決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会計管理者の事務の能率的かつ円滑な処理を図るため、物品出納員及び物品分任出納員に専決処理させる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「専決」とは、会計管理者がその権限に属する事務を、常時、会計管理者に代わって物品出納員及び物品分任出納員にその判断と責任において決裁させることをいう。

(物品出納員の専決事項)

第3条 物品出納員の専決事項は、津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）第12条の規定により出納通知を必要とする物品の出納及び保管に関することとする。

(物品分任出納員の専決事項)

第4条 物品分任出納員の専決事項は、津市物品会計規則第12条ただし書の規定により出納通知を要しない物品の出納及び保管に関することとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 津市収入役事務専決規程（平成18年津市訓令第5号）は、廃止する。



津市訓令第7号

庁中一般

出先機関

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令

(津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正)

第1条 津市庁議及び幹部会議に関する規程(平成18年津市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、収入役」を削り、同条第2項中「、収入役」を削り、「部長」の次に「及び会計管理者」を加える。

(津市臨時職員取扱規程の一部改正)

第2条 津市臨時職員取扱規程(平成18年津市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「三重短期大学事務局長並びに収入役室長」を「会計管理者並びに三重短期大学事務局長」に、「収入役室」を「会計管理室」に改める。

(津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部改正)

第3条 津市非常勤嘱託員取扱要綱(平成18年津市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「三重短期大学事務局長並びに収入役室長」を「会計管理者並びに三重短期大学事務局長」に改める。

(津市職員服務規程の一部改正)

第4条 津市職員服務規程(平成18年津市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「収入役室長」を「会計管理室長」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

(津市職員被服等貸与規程の一部改正)

第5条 津市職員被服等貸与規程(平成18年津市訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正)

第6条 津市行財政改革推進本部（平成18年津市訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、収入役」を削り、「総合支所長」の次に「、会計管理者」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

津市訓令第 8 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 1 4 号

津市農業委員会告示第 3 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 0 年 4 月 8 日

津市長 松 田 直 久

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市教育委員会教育長 佐々木 典 夫

津市選挙管理委員会委員長 大 橋 達 郎

津市農業委員会会長 野 田 悟

津市代表監査委員 岡 部 高 樹

津市議会議長 川 瀬 利 夫

## 津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「市長公室長及び防災危機管理室長」を「防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改める。

第38条中「市長公室人事課」を「総務部人事課」に改める。

別表第1中「、下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課」及び「一志水道事業所美杉分室及び」を削り、「市長公室人事課」を「総務部人事課」に、「下水道部下水道管理課」を「下水道部下水道政策課」に改め、「久居水道事業所及び」を削る。

別表第3中「、下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課」及び「久居水道事業所及び」を削る。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第15条関係）

| 箇所             |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 津市西部クリーンセンター   | 津北工事事務所（津市相川建設作業事務所に限る。）       |
| 津市クリーンセンターおおたか | 津南工事事務所（津市相川建設作業事務所に限る。）       |
| 津市白銀環境清掃センター   | 久居総合支所産業環境課（津市森清掃管理事業センターに限る。） |
| 津市安芸・津衛生センター   | 片田浄水場                          |
| 津市クリーンセンターくもず  | 津市一志学校給食センター                   |

別表第5（第17条関係）

| 箇所             |             |
|----------------|-------------|
| 津市アストプラザ       | 一志総合支所      |
| 津リージョンプラザ      | 津市とことめの里一志  |
| 各保育所           | 白山総合支所      |
| 東分庁舎に設置される部等   | 美杉総合支所      |
| 津駅前北部土地区画整理事務所 | 津市レークサイド君ヶ野 |
| 津北工事事務所        | 三重短期大学      |
| 津南工事事務所        | 議会事務局       |
| 津市榊原温泉保養館      | 各小学校        |
| 河芸総合支所         | 各中学校        |
| 芸濃総合支所         | 各幼稚園        |
| 津市錫杖湖水荘        | 津市津中央公民館    |
| 美里総合支所         | 津市津図書館      |
| 安濃総合支所         | 農業委員会事務局    |
| 香良洲総合支所        |             |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市告示第48号

市長の職務を代理する職員（平成18年津市告示第43号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

告示中「市長公室長」を「政策財務部長」に改める。

津市告示第49号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成20年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり定める。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

1 縦覧場所

| 縦覧場所         | 縦覧できる区域      |
|--------------|--------------|
| 津市財務部資産税課※   | 市内全域         |
| 久居総合支所市民課※   | 久居総合支所管内の区域  |
| 河芸総合支所市民福祉課  | 河芸総合支所管内の区域  |
| 芸濃総合支所市民福祉課  | 芸濃総合支所管内の区域  |
| 美里総合支所市民福祉課  | 美里総合支所管内の区域  |
| 安濃総合支所市民福祉課  | 安濃総合支所管内の区域  |
| 香良洲総合支所市民福祉課 | 香良洲総合支所管内の区域 |
| 一志総合支所市民福祉課  | 一志総合支所管内の区域  |
| 白山総合支所市民福祉課  | 白山総合支所管内の区域  |
| 美杉総合支所市民福祉課  | 美杉総合支所管内の区域  |

※ 平成20年4月1日以降、次のように名称が変更されます。

津市財務部資産税課 ⇒ 津市政策財務部資産税課

久居総合支所市民課 ⇒ 久居総合支所資産税課分室

2 縦覧期間 平成20年4月1日から同年5月30日まで  
(但し、土日祝日を除く)



津市告示第50号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成18年津市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「久居工事事務所に」を「工事事務所に」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改める。

第3条第4号ウ中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第4条中「市長公室検査課」を「政策財務部検査課」に改める。

第5条の見出し中「市長公室検査担当理事等」を「政策財務部検査担当理事等」に改め、同条第1項及び第2項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第6条並びに第7条第1項及び第2項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第8条第1項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改め、「同条第1項第3号、」を削り、同条第2項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第9条第1項及び第2項、第11条第1項並びに第12条第1項及び第2項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第13条第1項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に、「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第2項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第14条及び第17条中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第18条中「財務部長」を「総務部長」に、「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第19条中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に、「財務部長」を「総務部長」に改める。

第20条及び第21条中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第1号様式中「市長公室検査担当理事 様」を「(あて先)政策財務部検査担当理事」に、「(職名) 様」を「(あて先)(職名)」に、「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

様式第3号の2中「様式第3号の2」を「第3号様式の2」に改める。

第5号様式中「(職名) 様」を「(あて先)(職名)」に、「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第7号様式中「市長公室検査担当理事 様」を「(あて先)政策財務部検査担当理事」に改める。

第8号様式中「津市長 様」を「(あて先)津市長」に、「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

津市告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

路線名 5084 半田神戸線

道路の区域

| 区域  | 新旧の別 | 幅員 (m)   | 延長 (m) |
|---|------|----------|--------|
| 津市神戸字中垣内 1424 番 2 地先から<br>津市神戸字中垣内 1424 番 14 地先まで | 旧    | 2.7~3.3  | 38.0   |
| 津市神戸字中垣内 1424 番 2 地先から<br>津市神戸字中垣内 1424 番 14 地先まで | 新    | 4.0~17.0 | 38.0   |

津市告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

路線名 214 宮崎亀山池ノ平線

道路の区域

| 区域   | 新旧の別 | 幅員（m）    | 延長（m） |
|--|------|----------|-------|
| 津市美杉町太郎生 1781 番 1 地先から<br>津市美杉町太郎生 1777 番 2 地先から | 旧    | 4.0～25.0 | 35.0  |
| 津市美杉町太郎生 1781 番 1 地先から<br>津市美杉町太郎生 1777 番 2 地先から | 新    | 4.0      | 70.0  |

津市告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

| 整理番号 | 路線名      | 供用開始の区間                 | 供用開始年月日        |
|------|----------|-------------------------|----------------|
| 214  | 宮崎亀山池ノ平線 | 津市美杉町太郎生 1781<br>番1地先から | 平成20年<br>3月31日 |
|      |          | 津市美杉町太郎生 1777<br>番2地先まで |                |

津市告示第54号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

| 許可証及び許可番号標 | 許可年月日       | 無効となった日     |
|------------|-------------|-------------|
| 三重 13-53 津 | 平成19年12月13日 | 平成19年12月19日 |

津市告示第55号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定に基づき平成20年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定によりその旨を告示する。

平成20年4月1日

津市長 松田直久

津市告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に基づき、次のとおり事務を委託するので、同条の2第5項の規定によりその旨を告示する。

平成20年4月1日

津市長 松田直久

|               |                       |                       |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 事務所の名称        | 社会福祉法人 津市社会福祉協議会 河芸支部 | 社会福祉法人 津市社会福祉協議会 久居支部 |
| 事務所の所在地       | 三重県津市河芸町868           | 三重県津市久居東鷹跡町20-2       |
| 法人の名称         | 社会福祉法人 津市社会福祉協議会      | 社会福祉法人 津市社会福祉協議会      |
| 法人の所在地        | 三重県津市大門7番15号          | 三重県津市大門7番15号          |
| 代表者の氏名        | 会長 川本敬信               | 会長 川本敬信               |
| 委託開始の予定年月日    | 平成20年4月1日             | 平成20年4月1日             |
| 受託事務の内容       | 要介護認定調査事務             | 要介護認定調査事務             |
| 居宅サービス等の提供の有無 | 有                     | 有                     |



## 津市告示第57号

平成20年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について、津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）第12条第1項、第16条の5第1項及び第20条第1項の規定に基づき次のとおり決定したので、同条例第12条第3項、第16条の5第3項及び第20条第3項の規定により告示する。

平成20年4月7日

津市長 松田直久

- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 100分の6.4
  - (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき25,500円
  - (3) 世帯別平等割 1世帯につき17,500円
  
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 100分の2.0
  - (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき7,500円
  - (3) 世帯別平等割 1世帯につき5,000円
  
- 3 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 100分の1.8
  - (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき8,800円
  - (3) 世帯別平等割 1世帯につき5,000円

津市告示第58号

下記の者の平成19年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成20年4月11日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 通知書番号 |
|--------------|-----------|-------|
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |

津市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成20年3月27日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成20年4月15日

津市長 松田直久

平成20年3月27日議決を経た予算

平成19年度津市一般会計補正予算（第6号）

平成19年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第3号）

平成19年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成19年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度津市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成19年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市一般会計予算

平成20年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成20年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成20年度津市介護保険事業特別会計予算

平成20年度津市老人保健医療事業特別会計予算

平成20年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成20年度津市風力発電事業特別会計予算

平成20年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成20年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成20年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成20年度津市下水道事業特別会計予算

平成20年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成20年度津市椋本財産区特別会計予算

津市告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成20年4月1日

津市長 松田直久

記

| 整理番号 | 路線名    | 起 点      | 重要な経過地 |
|------|--------|----------|--------|
|      |        | 終 点      |        |
| 1053 | 小野辺4号線 | 津市久居小野辺町 |        |
|      |        | 津市久居小野辺町 |        |
| 1054 | 小野辺5号線 | 津市久居小野辺町 |        |
|      |        | 津市久居小野辺町 |        |
| 1063 | 野村3号線  | 津市久居野村町  |        |
|      |        | 津市久居野村町  |        |
| 1073 | 野村9号線  | 津市久居野村町  |        |
|      |        | 津市久居野村町  |        |
| 1155 | 元町6号線  | 津市久居元町   |        |
|      |        | 津市久居元町   |        |
| 3315 | 納所長岡町線 | 津市納所町    |        |
|      |        | 津市長岡町    |        |

津市告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

| 整理番号 | 路線名          | 起<br>点<br>終<br>点 | 重要な経過地 |
|------|--------------|------------------|--------|
| 2591 | 高野尾豊ヶ丘第146号線 | 津市高野尾町           |        |
|      |              | 津市高野尾町           |        |
| 2592 | 高野尾豊ヶ丘第147号線 | 津市高野尾町           |        |
|      |              | 津市高野尾町           |        |
| 3835 | 納所長岡町線       | 津市納所町            |        |
|      |              | 津市長岡町            |        |
| 6435 | 垂水第53号線      | 津市垂水             |        |
|      |              | 津市垂水             |        |
| 7397 | 高茶屋小森町第46号線  | 津市高茶屋小森町         |        |
|      |              | 津市高茶屋小森町         |        |
| 7398 | 高茶屋小森町第47号線  | 津市高茶屋小森町         |        |
|      |              | 津市高茶屋小森町         |        |
| 7399 | 高茶屋小森町第48号線  | 津市高茶屋小森町         |        |
|      |              | 津市高茶屋小森町         |        |
| 7400 | 雲出本郷町第46号線   | 津市雲出本郷町          |        |
|      |              | 津市雲出本郷町          |        |
| 2366 | 東さくらが丘団地1号線  | 津市久居小野辺町         |        |
|      |              | 津市久居小野辺町         |        |
| 2367 | 東さくらが丘団地2号線  | 津市久居小野辺町         |        |
|      |              | 津市久居小野辺町         |        |
| 2368 | 東さくらが丘団地3号線  | 津市久居小野辺町         |        |
|      |              | 津市久居小野辺町         |        |
| 2369 | 東さくらが丘団地4号線  | 津市久居小野辺町         |        |
|      |              | 津市久居小野辺町         |        |
| 2370 | 東さくらが丘団地5号線  | 津市久居小野辺町         |        |
|      |              | 津市久居小野辺町         |        |

|      |                 |          |  |
|------|-----------------|----------|--|
| 2371 | 東さくらが丘団地 6 号線   | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2372 | 東さくらが丘団地 7 号線   | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2373 | 東さくらが丘団地 8 号線   | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2374 | 東さくらが丘団地 9 号線   | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2375 | 東さくらが丘団地 1 0 号線 | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2376 | 東さくらが丘団地 1 1 号線 | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2377 | 東さくらが丘団地 1 2 号線 | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2378 | 東さくらが丘団地 1 3 号線 | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2379 | 東さくらが丘団地 1 4 号線 | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2380 | 東さくらが丘団地 1 5 号線 | 津市久居小野辺町 |  |
|      |                 | 津市久居小野辺町 |  |
| 2381 | 野村 4 6 号線       | 津市久居野村町  |  |
|      |                 | 津市久居野村町  |  |
| 2382 | 南さくらが丘団地 1 号線   | 津市久居野村町  |  |
|      |                 | 津市久居野村町  |  |
| 2383 | 南さくらが丘団地 2 号線   | 津市久居野村町  |  |
|      |                 | 津市久居野村町  |  |
| 2384 | 南さくらが丘団地 3 号線   | 津市久居野村町  |  |
|      |                 | 津市久居野村町  |  |

|      |              |          |  |
|------|--------------|----------|--|
| 2385 | 南さくらが丘団地4号線  | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2386 | 南さくらが丘団地5号線  | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2387 | 南さくらが丘団地6号線  | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2388 | 南さくらが丘団地7号線  | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2389 | 南さくらが丘団地8号線  | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2390 | 南さくらが丘団地9号線  | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2391 | 南さくらが丘団地10号線 | 津市久居桜が丘町 |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2392 | 南さくらが丘団地11号線 | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居桜が丘町 |  |
| 2393 | 南さくらが丘団地12号線 | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2394 | 南さくらが丘団地13号線 | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2395 | 野村47号線       | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2396 | 野村48号線       | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2397 | 野村49号線       | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |
| 2398 | 野村50号線       | 津市久居野村町  |  |
|      |              | 津市久居野村町  |  |



|      |             |          |  |
|------|-------------|----------|--|
| 2399 | 野村 5 1 号線   | 津市久居新町   |  |
|      |             | 津市久居新町   |  |
| 2400 | 野村 5 2 号線   | 津市久居新町   |  |
|      |             | 津市久居新町   |  |
| 2401 | 野村 5 3 号線   | 津市久居新町   |  |
|      |             | 津市久居新町   |  |
| 2402 | 木造里中 3 8 号線 | 津市木造町    |  |
|      |             | 津市木造町    |  |
| 2403 | 木造里中 3 9 号線 | 津市木造町    |  |
|      |             | 津市木造町    |  |
| 2404 | 木造里中 4 0 号線 | 津市木造町    |  |
|      |             | 津市木造町    |  |
| 2405 | 北口 3 2 号線   | 津市久居北口町  |  |
|      |             | 津市久居北口町  |  |
| 2406 | 新町 8 2 号線   | 津市久居新町   |  |
|      |             | 津市久居新町   |  |
| 2407 | 東鷹跡 1 2 号線  | 津市久居東鷹跡町 |  |
|      |             | 津市久居東鷹跡町 |  |
| 2408 | 西鷹跡 1 8 号線  | 津市久居西鷹跡町 |  |
|      |             | 津市久居西鷹跡町 |  |
| 2409 | 羽野 2 5 号線   | 津市戸木町    |  |
|      |             | 津市戸木町    |  |
| 2410 | 川方里中 2 0 号線 | 津市川方町    |  |
|      |             | 津市川方町    |  |
| 1053 | 小野辺 4 号線    | 津市久居小野辺町 |  |
|      |             | 津市久居小野辺町 |  |
| 1054 | 小野辺 5 号線    | 津市久居小野辺町 |  |
|      |             | 津市久居小野辺町 |  |

|      |          |         |  |
|------|----------|---------|--|
| 1063 | 野村 3 号線  | 津市久居野村町 |  |
|      |          | 津市久居新町  |  |
| 1073 | 野村 9 号線  | 津市久居野村町 |  |
|      |          | 津市久居野村町 |  |
| 2234 | 下川原 1 号線 | 津市稲葉町   |  |
|      |          | 津市稲葉町   |  |

津市告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

| 整理番号 | 路線名          | 区域決定の区間                 | 延長 m        |
|------|--------------|-------------------------|-------------|
|      |              |                         | 幅員 m        |
| 2591 | 高野尾豊ヶ丘第146号線 | 津市高野尾町字北山2386番139から     | 24.8 m      |
|      |              | 津市高野尾町字北山2386番138まで     | 6.2m~15.3m  |
| 2592 | 高野尾豊ヶ丘第147号線 | 津市高野尾町字北山3080番190から     | 31.1 m      |
|      |              | 津市高野尾町字北山3080番192まで     | 6.2m~13.7m  |
| 3835 | 納所長岡町線       | 津市納所町字宮ヶ野219番地先から       | 565 m       |
|      |              | 津市長岡町字黒田707番2地先まで       | 6.6m~13m    |
| 6435 | 垂水第53号線      | 津市垂水字門田683番1から          | 33.6 m      |
|      |              | 津市垂水字門田685番1まで          | 4m~6.7m     |
| 7397 | 高茶屋小森町第46号線  | 津市高茶屋小森町字大新田2885番1から    | 320.4 m     |
|      |              | 津市高茶屋小森町字大新田2892番12まで   | 5m~13.4m    |
| 7398 | 高茶屋小森町第47号線  | 津市高茶屋小森町字水合399番3から      | 181.2 m     |
|      |              | 津市高茶屋小森町字大新田2892番87まで   | 4m~4.5m     |
| 7399 | 高茶屋小森町第48号線  | 津市高茶屋小森町字水合345番1から      | 251.2 m     |
|      |              | 津市高茶屋小森町字大新田2892番106まで  | 4m~8m       |
| 7400 | 雲出本郷町第46号線   | 津市雲出本郷町字浜垣1355番4から      | 38 m        |
|      |              | 津市雲出本郷町字浜垣1364番5まで      | 6m~6m       |
| 2366 | 東さくらが丘団地1号線  | 津市久居小野辺町字君ヶ池1179番1地先から  | 846.4 m     |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2030番1地先まで  | 10.5m~29.4m |
| 2367 | 東さくらが丘団地2号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2027番14地先から | 272.3 m     |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2021番8地先まで  | 6m~13.2m    |
| 2368 | 東さくらが丘団地3号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2027番1地先から  | 332 m       |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2016番8地先まで  | 6m~13.4m    |
| 2369 | 東さくらが丘団地4号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2022番9地先から  | 120.8 m     |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2026番1地先まで  | 6m~13.1m    |

| 整理番号 | 路線名          | 区域決定の区間                     | 延長 m     |
|------|--------------|-----------------------------|----------|
|      |              |                             | 幅員 m     |
| 2370 | 東さくらが丘団地5号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>023番8地先から  | 113.2 m  |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>025番1地先まで  | 6m~14m   |
| 2371 | 東さくらが丘団地6号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>021番14地先から | 294.8 m  |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>013番6地先まで  | 6m~13.1m |
| 2372 | 東さくらが丘団地7号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>015番7地先から  | 133 m    |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>021番1地先まで  | 6m~13.2m |
| 2373 | 東さくらが丘団地8号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>017番9地先から  | 121 m    |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>018番1地先まで  | 6m~13.1m |
| 2374 | 東さくらが丘団地9号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>016番9地先から  | 121.7 m  |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>017番1地先まで  | 6m~13.1m |
| 2375 | 東さくらが丘団地10号線 | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>009番10地先から | 162.4 m  |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>011番6地先まで  | 6m~13m   |
| 2376 | 東さくらが丘団地11号線 | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>011番4地先から  | 131.7 m  |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>008番10地先まで | 6m~13.3m |
| 2377 | 東さくらが丘団地12号線 | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>012番1地先から  | 28 m     |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>008番5地先まで  | 6m~12.9m |
| 2378 | 東さくらが丘団地13号線 | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>005番6地先から  | 58.3 m   |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>006番1地先まで  | 6m~12.3m |
| 2379 | 東さくらが丘団地14号線 | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>003番2地先から  | 183 m    |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>009番1地先まで  | 4m~9.7m  |
| 2380 | 東さくらが丘団地15号線 | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>002番6地先から  | 181 m    |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>000番地先まで   | 6m~9.8m  |
| 2381 | 野村46号線       | 津市久居野村町字小膳田73<br>4番1地先から    | 49.9 m   |
|      |              | 津市久居野村町字小膳田73<br>3番2地先まで    | 6m~9m    |

| 整理番号 | 路線名          | 区域決定の区間                | 延長 m     |
|------|--------------|------------------------|----------|
|      |              |                        | 幅員 m     |
| 2382 | 南さくらが丘団地1号線  | 津市久居野村町字花領下3007番4地先から  | 299.8 m  |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3015番9地先まで  | 6m~13m   |
| 2383 | 南さくらが丘団地2号線  | 津市久居野村町字花領下3007番4地先から  | 89.7 m   |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3008番12地先まで | 5m~12.1m |
| 2384 | 南さくらが丘団地3号線  | 津市久居野村町字花領下3012番2地先から  | 543.1 m  |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3015番1地先まで  | 6m~13.1m |
| 2385 | 南さくらが丘団地4号線  | 津市久居野村町字花領下3013番4地先から  | 50.2 m   |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3012番5地先まで  | 6m~13.2m |
| 2386 | 南さくらが丘団地5号線  | 津市久居野村町字花領下3015番8地先から  | 70.6 m   |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3013番8地先まで  | 6m~13m   |
| 2387 | 南さくらが丘団地6号線  | 津市久居野村町字花領下3018番6地先から  | 94 m     |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3017番9地先まで  | 6m~13.2m |
| 2388 | 南さくらが丘団地7号線  | 津市久居野村町字花領下3020番2地先から  | 58.9 m   |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3018番11地先まで | 6m~13.2m |
| 2389 | 南さくらが丘団地8号線  | 津市久居野村町字花領下3004番14地先から | 253.5 m  |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3008番1地先まで  | 6m~13.1m |
| 2390 | 南さくらが丘団地9号線  | 津市久居野村町字花領下3005番9地先から  | 35 m     |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3005番11地先まで | 4m~15.8m |
| 2391 | 南さくらが丘団地10号線 | 津市久居桜が丘町1711番130地先から   | 53.6 m   |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3004番11地先まで | 2m~8.1m  |
| 2392 | 南さくらが丘団地11号線 | 津市久居野村町字花領下3002番1地先から  | 85.2 m   |
|      |              | 津市久居桜が丘町1900番181地先まで   | 6m~13m   |
| 2393 | 南さくらが丘団地12号線 | 津市久居野村町字花領下3001番1地先から  | 109.6 m  |
|      |              | 津市久居野村町字花領下3001番13地先まで | 3m~6m    |

| 整理番号 | 路線名          | 区域決定の区間                | 延長 m       |
|------|--------------|------------------------|------------|
|      |              |                        | 幅員 m       |
| 2394 | 南さくらが丘団地13号線 | 津市久居野村町字生子3000番9地先から   | 65.1 m     |
|      |              | 津市久居野村町字生子3000番1地先まで   | 6m~13.2m   |
| 2395 | 野村47号線       | 津市久居野村町字生子888番5地先から    | 133.4 m    |
|      |              | 津市久居野村町字生子891番9地先まで    | 1.6m~10.2m |
| 2396 | 野村48号線       | 津市久居野村町字生子888番12地先から   | 85 m       |
|      |              | 津市久居野村町字生子888番3地先まで    | 6m~10.3m   |
| 2397 | 野村49号線       | 津市久居野村町字生子888番14地先から   | 74.4 m     |
|      |              | 津市久居野村町字生子888番10地先まで   | 6m~10.3m   |
| 2398 | 野村50号線       | 津市久居野村町字生子888番1地先から    | 64.2 m     |
|      |              | 津市久居野村町字生子888番17地先まで   | 6m~10.3m   |
| 2399 | 野村51号線       | 津市久居新町2115番41地先から      | 237.7 m    |
|      |              | 津市久居新町2131番3地先まで       | 4.9m~13.3m |
| 2400 | 野村52号線       | 津市久居新町2115番39地先から      | 111.9 m    |
|      |              | 津市久居新町2115番52地先まで      | 6m~11.4m   |
| 2401 | 野村53号線       | 津市久居新町2115番39地先から      | 37.3 m     |
|      |              | 津市久居新町2115番43地先まで      | 6m~13.2m   |
| 2402 | 木造里中38号線     | 津市木造町字鳥居出1413番5地先から    | 28.2 m     |
|      |              | 津市木造町字鳥居出1413番4地先まで    | 5m~9.3m    |
| 2403 | 木造里中39号線     | 津市木造町字鳥居出1411番6地先から    | 61.3 m     |
|      |              | 津市木造町字井手ノ上1407番23地先まで  | 5m~10.8m   |
| 2404 | 木造里中40号線     | 津市木造町字井手ノ上1407番20地先から  | 62.3 m     |
|      |              | 津市木造町字井手ノ上1407番6地先まで   | 5m~7.8m    |
| 2405 | 北口32号線       | 津市久居北口町字老丁田2661番36地先から | 76 m       |
|      |              | 津市久居北口町字老丁田2661番73地先まで | 6m~12m     |

| 整理番号 | 路線名      | 区域決定の区間                | 延長 m      |
|------|----------|------------------------|-----------|
|      |          |                        | 幅員 m      |
| 2406 | 新町82号線   | 津市久居新町2211番6地先から       | 44.2 m    |
|      |          | 津市久居新町2211番5地先まで       | 6m~10.2m  |
| 2407 | 東鷹跡12号線  | 津市久居東鷹跡町180番15地先から     | 45.6 m    |
|      |          | 津市久居東鷹跡町180番11地先まで     | 5m~17m    |
| 2408 | 西鷹跡18号線  | 津市久居西鷹跡町626番3地先から      | 62.5 m    |
|      |          | 津市久居西鷹跡町626番10地先まで     | 6m~13.2m  |
| 2409 | 羽野25号線   | 津市戸木町字宝録5403番7地先から     | 110.7 m   |
|      |          | 津市戸木町字焼野5406番11地先まで    | 6m~12m    |
| 2410 | 川方里中20号線 | 津市川方町字里ノ内397番1地先から     | 38 m      |
|      |          | 津市川方町字里ノ内395番18地先まで    | 2.2m~5.5m |
| 1053 | 小野辺4号線   | 津市久居小野辺町字城ノ越1310番1地先から | 157.7 m   |
|      |          | 津市久居小野辺町字城ノ越1269番地先まで  | 2.3m~8m   |
| 1054 | 小野辺5号線   | 津市久居小野辺町字城ノ越1278番地先から  | 48 m      |
|      |          | 津市久居小野辺町字城ノ越2019番2地先まで | 2.1m~2.2m |
| 1063 | 野村3号線    | 津市久居野村町字池尻1976番24地先から  | 250 m     |
|      |          | 津市久居新町2115番61地先まで      | 5m~13m    |
| 1073 | 野村9号線    | 津市久居野村町字生子889番18地先から   | 275.1 m   |
|      |          | 津市久居野村町字北八丁888番9地先まで   | 1.8m~6m   |
| 2234 | 下川原1号線   | 津市稲葉町字稲里4938番地先から      | 626 m     |
|      |          | 津市稲葉町字中山4823番2地先まで     | 3.2m~7.5m |



津市告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

1 路線名 1069 白塚新町第19号線  
道路の区域

| 区 域                                | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|------------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市白塚町中起2765番から<br>津市白塚町中起2764番1まで  | 旧    | 1.7 ~ 1.8 | 43.8   |
| 津市白塚町中起2764番1から<br>津市白塚町中起2764番1まで | 新    | 1.7 ~ 1.8 | 16.8   |

2 路線名 1072 白塚新町第22号線  
道路の区域

| 区 域                                | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|------------------------------------|------|------------|--------|
| 津市白塚町鎌田3666番1から<br>津市白塚町鎌田3664番1まで | 旧    | 5.2 ~ 9.2  | 37.0   |
| 津市白塚町鎌田3666番1から<br>津市白塚町鎌田3664番1まで | 新    | 5.2 ~ 11.2 | 37.4   |

3 路線名 1073 白塚町南北第1号線  
道路の区域

| 区 域                               | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|-----------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市白塚町鎌田3976番1から<br>津市白塚町九門九478番まで | 旧    | 3.5 ~ 6.4 | 406.8  |
| 津市白塚町鎌田3976番1から<br>津市白塚町九門九478番まで | 新    | 3.6 ~ 8.1 | 406.5  |

4 路線名 1074 栗真小川町白塚海岸第2号線  
道路の区域

| 区 域                                | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|------------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市白塚町鎌田3976番1から<br>津市白塚町鎌田3673番1まで | 旧    | 5.5 ~ 7.8 | 136.7  |
| 津市白塚町鎌田3976番1から<br>津市白塚町鎌田3673番1まで | 新    | 5.7 ~ 8.0 | 136.7  |

5 路線名 1128 白塚町南北第6号線  
道路の区域

| 区 域                                | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|------------------------------------|------|------------|--------|
| 津市白塚町鎌田3833番1から<br>津市白塚町九門九736番3まで | 旧    | 4.4 ~ 4.7  | 79.2   |
| 津市白塚町鎌田3833番1から<br>津市白塚町九門九736番3まで | 新    | 4.2 ~ 14.9 | 79.5   |

6 路線名 1275 栗真海浜線  
道路の区域

| 区 域                                 | 新旧の別 | 幅員 (m)      | 延長 (m) |
|-------------------------------------|------|-------------|--------|
| 津市栗真小川町字沢433番1から<br>津市白塚町字中起2840番まで | 旧    | 15.0 ~ 25.0 | 722.9  |
| 津市栗真小川町字沢433番1から<br>津市白塚町字中起2840番まで | 新    | 15.0 ~ 32.0 | 722.9  |

7 路線名 3633 上浜町大谷町第1号線  
道路の区域

| 区 域                             | 新旧の別 | 幅員 (m)      | 延長 (m) |
|---------------------------------|------|-------------|--------|
| 津市羽所町201番1地先から<br>津市羽所町202番地先まで | 旧    | 3.4 ~ 3.5   | 28.0   |
| 津市羽所町201番1地先から<br>津市羽所町202番地先まで | 新    | 10.0 ~ 14.0 | 28.0   |

8 路線名 3638 栄町第26号線  
道路の区域

| 区 域                               | 新旧の別 | 幅員 (m)      | 延長 (m) |
|-----------------------------------|------|-------------|--------|
| 津市栄町四丁目74番地先から<br>津市栄町四丁目24番3地先まで | 旧    | 6.0 ~ 9.0   | 90.0   |
| 津市栄町四丁目74番地先から<br>津市栄町四丁目24番3地先まで | 新    | 17.0 ~ 17.0 | 90.0   |

9 路線名 3640 栄町第37号線  
道路の区域

| 区 域                              | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|----------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市栄町四丁目71番地先から<br>津市栄町四丁目74番地先まで | 旧    | 6.0 ~ 6.0 | 45.0   |
| 津市栄町四丁目71番地先から<br>津市栄町四丁目74番地先まで | 新    | 8.0 ~ 8.0 | 45.0   |

10 路線名 3655 栄町第31号線  
道路の区域

| 区 域                              | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|----------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市栄町四丁目81番地先から<br>津市栄町四丁目16番地先まで | 旧    | 6.0 ~ 6.0 | 25.0   |
| 津市栄町四丁目81番地先から<br>津市栄町四丁目16番地先まで | 新    | 6.0 ~ 6.0 | 25.0   |

11 路線名 2 小野辺脇田山線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市久居小野辺町字小池谷 1 5 9 6 番 3 地先から<br>津市久居小野辺町字小池谷 1 5 8 8 番 5 地先まで | 旧    | 5.2 ~ 5.7 | 82.7   |
| 津市久居小野辺町小池谷 1 5 9 6 番 3 地先から<br>津市久居小野辺町字小池谷 1 5 8 8 番 5 地先まで  | 新    | 6.0 ~ 6.3 | 82.7   |

12 路線名 5 牧木造線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市木造町字山名 8 8 7 番 2 地先から<br>津市木造町字鳥居出 1 4 0 4 番地先まで | 旧    | 3.8 ~ 6.1 | 134.3  |
| 津市木造町字山名 8 8 7 番 2 地先から<br>津市木造町字鳥居出 1 4 0 4 番地先まで | 新    | 3.8 ~ 6.7 | 134.3  |

13 路線名 9 風早明神線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市久居明神町字北狭間 1 5 9 5 番 1 1 地先から<br>津市久居明神町字北狭間 1 5 5 3 番 1 0 地先まで | 旧    | 5.5 ~ 6.0 | 80.8   |
| 津市久居明神町字北狭間 1 5 9 5 番 1 1 地先から<br>津市久居明神町字北狭間 1 5 5 3 番 1 0 地先まで | 新    | 6.5 ~ 6.7 | 80.8   |

14 路線名 15 下稲葉森線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市稲葉町字字社宮司 1 1 1 7 番 1 地先から<br>津市稲葉町字社宮司 1 1 1 9 番 3 地先まで | 旧    | 3.6 ~ 5.0 | 61.8   |
| 津市稲葉町字字社宮司 1 1 1 7 番 1 地先から<br>津市稲葉町字社宮司 1 1 1 9 番 3 地先まで | 新    | 5.2 ~ 5.2 | 61.8   |

15 路線名 16 上垣外下稲葉線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市久居一色町字馬屋敷 4 2 7 番 1 地先から<br>津市久居一色町字新畑 1 8 4 番 1 地先まで | 旧    | 4.7 ~ 9.0 | 80.1   |
| 津市久居一色町字馬屋敷 4 2 7 番 1 地先から<br>津市久居一色町字新畑 1 8 4 番 1 地先まで | 新    | 4.7 ~ 9.0 | 80.1   |

16 路線名 101 久居藤水線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)      | 延長 (m) |
|---|------|-------------|--------|
| 津市久居小野辺町字東浦1023番1地先から<br>津市久居小野辺町字君ヶ池1078番1地先まで | 旧    | 10.9 ~ 17.0 | 9.1    |
| 津市久居小野辺町字東浦1023番1地先から<br>津市久居小野辺町字君ヶ池1078番1地先まで | 新    | 10.8 ~ 10.9 | 26.5   |

17 路線名 111 西鷹跡庄田線  
道路の区域

| 区 域                                      | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市戸木町字久保屋敷2140番地先から<br>津市戸木町字桃里2085番地先まで | 旧    | 5.1 ~ 5.7 | 42.2   |
| 津市戸木町字久保屋敷2140番地先から<br>津市戸木町字桃里2085番地先まで | 新    | 4.9 ~ 5.4 | 42.2   |

18 路線名 1040 脇田山団地1号線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市久居小野辺町字脇田山1454番125地先から<br>津市久居小野辺町字脇田山1454番134地先まで | 旧    | 5.3 ~ 5.3 | 108.3  |
| 津市久居小野辺町字脇田山1454番125地先から<br>津市久居小野辺町字脇田山1454番134地先まで | 新    | 6.5 ~ 6.5 | 108.3  |

19 路線名 1051 小野辺2号線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市久居小野辺町字脇田山1482番52地先から<br>津市久居小野辺町字脇田山1371番地先まで | 旧    | 3.0 ~ 3.5 | 160.1  |
| 津市久居小野辺町字脇田山1482番52地先から<br>津市久居小野辺町字脇田山1371番地先まで | 新    | 3.0 ~ 3.5 | 160.5  |

20 路線名 1068 野村4号線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市久居野村町字生子888番3地先から<br>津市久居野村町字北八丁849番2地先まで | 旧    | 1.2 ~ 2.0 | 124.6  |
| 津市久居野村町字生子888番3地先から<br>津市久居野村町字北八丁849番2地先まで | 新    | 4.0 ~ 7.1 | 124.6  |

21 路線名 1072 野村8号線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市久居野村町字西生子885番12地先から<br>津市久居野村町字生子3000番1地先まで | 旧    | 2.2 ~ 2.9 | 175.2  |
| 津市久居野村町字西生子885番12地先から<br>津市久居野村町字生子3000番1地先まで | 新    | 2.4 ~ 5.2 | 174.3  |

22 路線名 1185 川方里中6号線  
道路の区域

| 区 域                                      | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市川方町字里ノ内397番1地先から<br>津市川方町字里ノ内397番1地先まで | 旧    | 2.3 ~ 3.0 | 60.0   |
| 津市川方町字里ノ内397番1地先から<br>津市川方町字里ノ内397番1地先まで | 新    | 6.0 ~ 6.0 | 60.0   |

23 路線名 1232 新家4号線  
道路の区域

| 区 域                                       | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|---|------|------------|--------|
| 津市新家町字長持古里2060番4地先から<br>津市木造町字大泥500番1地先まで | 旧    | 4.0 ~ 5.5  | 73.6   |
| 津市新家町字長持古里2060番4地先から<br>津市木造町字大泥500番1地先まで | 新    | 5.0 ~ 10.2 | 73.6   |

24 路線名 1254 木造9号線  
道路の区域

| 区 域                                      | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市木造町字西ノ口1052番1地先から<br>津市木造町字筋違野848番地先まで | 旧    | 3.0 ~ 3.5 | 108.4  |
| 津市木造町字西ノ口1052番1地先から<br>津市木造町字筋違野848番地先まで | 新    | 4.5 ~ 8.0 | 108.4  |

25 路線名 1277 木造里中15号線  
道路の区域

| 区 域                                       | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|---|------|------------|--------|
| 津市木造町字鳥居出1413番3地先から<br>津市木造町字牛塚1006番1地先まで | 旧    | 2.7 ~ 2.7  | 27.1   |
| 津市木造町字鳥居出1413番3地先から<br>津市木造町字牛塚1006番1地先まで | 新    | 4.0 ~ 10.0 | 28.8   |

26 路線名 1290 木造19号線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|--|------|------------|--------|
| 津市木造町字鳥居出1404番地先から<br>津市木造町字井出ノ上1407番3地先まで | 旧    | 3.3 ~ 10.0 | 64.2   |
| 津市木造町字鳥居出1404番地先から<br>津市木造町字井出ノ上1407番3地先まで | 新    | 3.3 ~ 8.9  | 64.2   |

27 路線名 1300 木造里中23号線  
道路の区域

| 区 域                                       | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市木造町字鳥居出1411番2地先から<br>津市木造町字鳥居出1415番地先まで | 旧    | 2.3 ~ 2.8 | 57.1   |
| 津市木造町字鳥居出1411番2地先から<br>津市木造町字鳥居出1415番地先まで | 新    | 2.8 ~ 8.0 | 56.2   |

28 路線名 1368 持川11号線  
道路の区域

| 区 域                                       | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市久居持川町字丸永2213番14地先から<br>津市久居新町2211番1地先まで | 旧    | 3.8 ~ 4.9 | 59.5   |
| 津市久居持川町字丸永2213番14地先から<br>津市久居新町2211番1地先まで | 新    | 3.8 ~ 4.9 | 59.5   |

29 路線名 1369 新町28号線  
道路の区域

| 区 域                                   | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---------------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市久居新町2211番15地先から<br>津市久居新町2735番2地先まで | 旧    | 4.3 ~ 6.3 | 119.6  |
| 津市久居新町2211番15地先から<br>津市久居新町2735番2地先まで | 新    | 4.3 ~ 8.9 | 119.6  |

30 路線名 1375 持川14号線  
道路の区域

| 区 域                                  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--------------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市久居新町2211番1地先から<br>津市久居新町2211番5地先まで | 旧    | 5.9 ~ 9.4 | 114.5  |
| 津市久居新町2211番1地先から<br>津市久居新町2211番5地先まで | 新    | 5.9 ~ 9.4 | 114.0  |

31 路線名 1387 新町40号線  
道路の区域

| 区 域                                  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--------------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市久居新町1066番2地先から<br>津市久居新町1011番2地先まで | 旧    | 1.9 ~ 3.9 | 50.8   |
| 津市久居新町1066番2地先から<br>津市久居新町1011番2地先まで | 新    | 1.4 ~ 2.2 | 50.8   |

32 路線名 1394 新町47号線  
道路の区域

| 区 域                                    | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市久居新町1071番21地先から<br>津市久居新町1071番19地先まで | 旧    | 2.2 ~ 2.5 | 39.3   |
| 津市久居新町1071番21地先から<br>津市久居新町1071番19地先まで | 新    | 2.5 ~ 3.0 | 39.3   |

33 路線名 1581 風早3号線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市久居明神町字風早2652番3地先から<br>津市久居明神町字風早2723番1地先まで | 旧    | 5.3 ~ 6.0 | 42.5   |
| 津市久居明神町字風早2652番3地先から<br>津市久居明神町字風早2723番1地先まで | 新    | 4.1 ~ 4.1 | 40.6   |

34 路線名 1636 戸木風早線  
道路の区域

| 区 域                                     | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市戸木町字北興7884番地先から<br>津市戸木町字北興7886番1地先まで | 旧    | 7.0 ~ 7.0 | 54.0   |
| 津市戸木町字北興7884番地先から<br>津市戸木町字北興7886番1地先まで | 新    | 8.5 ~ 8.5 | 54.0   |

35 路線名 1707 東鷹跡元町7号線  
道路の区域

| 区 域                             | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市東鷹跡町82番2地先から<br>津市東鷹跡町99番地先まで | 旧    | 7.5 ~ 7.5 | 190.2  |
| 津市東鷹跡町82番2地先から<br>津市東鷹跡町99番地先まで | 新    | 7.0 ~ 8.0 | 190.2  |



36 路線名 1724 西鷹跡5号線  
道路の区域

| 区 域                                 | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|-------------------------------------|------|-----------|--------|
| 津市久居万町733番地先から<br>津市久居西鷹跡町576番1地先まで | 旧    | 1.8 ~ 7.1 | 66.4   |
| 津市久居万町733番地先から<br>津市久居西鷹跡町576番1地先まで | 新    | 2.3 ~ 8.0 | 66.4   |

37 路線名 1725 万町戸木線  
道路の区域

| 区 域                                     | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市久居西鷹跡町626番3地先から<br>津市戸木町字東出7071番6地先まで | 旧    | 4.2 ~ 4.6 | 59.9   |
| 津市久居西鷹跡町626番3地先から<br>津市戸木町字東出7071番6地先まで | 新    | 4.2 ~ 6.9 | 59.9   |

38 路線名 1730 西鷹跡9号線  
道路の区域

| 区 域                                     | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市久居西鷹跡町626番10地先から<br>津市久居西鷹跡町616番2地先まで | 旧    | 4.1 ~ 8.8 | 39.1   |
| 津市久居西鷹跡町626番10地先から<br>津市久居西鷹跡町616番2地先まで | 新    | 4.8 ~ 7.0 | 38.8   |

39 路線名 1768 林元町線  
道路の区域

| 区 域                                       | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|---|------|------------|--------|
| 津市戸木町字久保屋敷2140地先から<br>津市戸木町字桃里2129番1地先まで  | 旧    | 9.3 ~ 15.9 | 9.5    |
| 津市戸木町字久保屋敷2140番地先から<br>津市戸木町字桃里2129番1地先まで | 新    | 9.3 ~ 12.6 | 9.5    |

40 路線名 1919 庄田南10号線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市庄田町字馬廻り2342番1地先から<br>津市庄田町字馬廻り2331番1地先まで | 旧    | 1.9 ~ 5.0 | 49.3   |
| 津市庄田町字馬廻り2342番1地先から<br>津市庄田町字馬廻り2331番1地先まで | 新    | 1.9 ~ 4.0 | 49.3   |

41 路線名 2146 榊原5区9号線  
道路の区域

| 区 域                                      | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市榊原町字上山10862地先から<br>津市榊原町字上山17726番地先まで  | 旧    | 2.3 ~ 3.5 | 55.8   |
| 津市榊原町字上山10862番地先から<br>津市榊原町字上山17726番地先まで | 新    | 2.8 ~ 5.0 | 55.8   |

42 路線名 2228 西横山コボレ山線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市久居明神町字コボレ山1530番25地先から<br>津市久居明神町字八丁山1689番48地先まで | 旧    | 4.0 ~ 7.8 | 101.4  |
| 津市久居明神町字コボレ山1530番25地先から<br>津市久居明神町字八丁山1689番48地先まで | 新    | 4.4 ~ 8.0 | 101.4  |

43 路線名 8 妙法寺連部線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|--|------|------------|--------|
| 津市安濃町連部字日焼140番1地先から<br>津市安濃町連部字ゆふけ97番6地先まで | 旧    | 8.3 ~ 18.0 | 115.0  |
| 津市安濃町連部字日焼140番1地先<br>津市安濃町連部字白山808番地先まで    | 新    | 8.2 ~ 18.0 | 115.0  |

44 路線名 1040 内多清水ヶ丘線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)      | 延長 (m) |
|---|------|-------------|--------|
| 津市安濃町清水字北浦1330番地先から<br>津市安濃町清水字式部1238番1地先まで | 旧    | 3.5 ~ 12.5  | 393.5  |
| 津市安濃町清水字北浦1330地先<br>津市安濃町清水字南永定3101番1地先まで   | 新    | 12.5 ~ 32.6 | 396.0  |

45 路線名 1041 清水通学線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|--|------|------------|--------|
| 津市安濃町清水字式部1324番1地先から<br>津市安濃町清水字式部1252番1地先まで | 旧    | 4.0 ~ 8.8  | 50.5   |
| 津市安濃町清水字式部1324番1地先<br>津市安濃町清水字北永定2184番地先まで   | 新    | 5.7 ~ 10.0 | 43.5   |

46 路線名 1057 佐倉団地線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市安濃町清水字式部1249番1地先から<br>津市安濃町清水字式部1247番2地先まで | 旧    | 6.6 ~ 8.0 | 35.6   |
| 津市安濃町清水字式部1249番1地先<br>津市安濃町清水字小山3231番2地先まで   | 新    | 7.4 ~ 8.0 | 35.6   |

47 路線名 2009 清水清水ヶ丘線  
道路の区域

| 区 域                                       | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|---|------|------------|--------|
| 津市安濃町清水字泉666番地先から<br>津市安濃町清水字式部1252番1地先まで | 旧    | 4.0 ~ 7.0  | 25.4   |
| 津市安濃町清水字泉666番地先<br>津市安濃町清水字北永定2219番地先まで   | 新    | 4.6 ~ 13.0 | 32.3   |

48 路線名 3315 連部8号線  
道路の区域

| 区 域                                      | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市安濃町連部字古川36番1地先から<br>津市安濃町連部字的場230番地先まで | 旧    | 1.8 ~ 2.0 | 44.3   |
| 津市安濃町連部字古川36番1地先<br>津市安濃町連部字北出山4593番地先まで | 新    | 1.8 ~ 9.7 | 33.1   |

49 路線名 3550 清水10号線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市安濃町清水字式部1245番1地先から<br>津市安濃町清水字式部1238番1地先まで | 旧    | 4.0 ~ 4.0 | 50.5   |
| 津市安濃町清水字式部1245番1地先<br>津市安濃町清水字ゐノ坪837番地先まで    | 新    | 4.0 ~ 5.0 | 34.7   |

50 路線名 5-1 高野田尻線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市一志町高野字池ノ下218番7地先から<br>津市一志町高野字池ノ下220番4地先まで | 旧    | 0.0 ~ 0.0 | 18.0   |
| 津市一志町高野字池ノ下218番7地先から<br>津市一志町高野字池ノ下220番4地先まで | 新    | 2.5 ~ 3.0 | 18.0   |

51 路線名 214 宮崎亀山池ノ平線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|--|------|------------|--------|
| 津市美杉町太郎生字宮崎2018番1地先から<br>津市美杉町太郎生字池ノ平303番133地先まで | 旧    | 2.7 ~ 13.2 | 2435.7 |
| 津市美杉町太郎生字宮崎2018番1地先から<br>津市美杉町太郎生字池ノ平303番133地先まで | 新    | 2.7 ~ 13.2 | 2435.7 |

52 路線名 225 唐戸線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市美杉町丹生俣字萩原1443番地先から<br>津市美杉町丹生俣字馬ヶ広529番地先まで | 旧    | 1.5 ~ 9.4 | 2198.5 |
| 津市美杉町丹生俣字萩原1443番地先から<br>津市美杉町丹生俣字馬ヶ広529番地先まで | 新    | 1.5 ~ 9.4 | 2198.5 |

53 路線名 1015 持経沖線  
道路の区域

| 区 域                                       | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市美杉町竹原字東垣内74番地先から<br>津市美杉町竹原字前垣内151番地先まで | 旧    | 2.5 ~ 9.8 | 479.2  |
| 津市美杉町竹原字東垣内74番地先から<br>津市美杉町竹原字前垣内151番地先まで | 新    | 2.5 ~ 9.8 | 479.2  |

54 路線名 1037 中野沖瀬木線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市美杉町竹原字瀬木2943番地先から<br>津市美杉町竹原字宮ノ下2867番地先まで | 旧    | 1.8 ~ 5.9 | 359.5  |
| 津市美杉町竹原字瀬木2943番地先から<br>津市美杉町竹原字宮ノ下2867番地先まで | 新    | 1.8 ~ 5.9 | 359.5  |

55 路線名 1038 落合橋中野沖線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|---|------|-----------|--------|
| 津市美杉町竹原字宮ノ下3810番地先から<br>津市美杉町竹原字瀬木2914番地先まで | 旧    | 1.7 ~ 8.1 | 421.3  |
| 津市美杉町竹原字宮ノ下3810番地先から<br>津市美杉町竹原字瀬木2914番地先まで | 新    | 1.7 ~ 8.1 | 421.3  |

56 路線名 2157 老ヶ野岩谷口線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市美杉町八知字上ノ山 8 2 3 5 番地先から<br>津市美杉町八知字岩谷口 8 3 2 2 番地先まで | 旧    | 1.0 ~ 5.8 | 438.9  |
| 津市美杉町八知字上ノ山 8 2 3 5 番地先から<br>津市美杉町八知字岩谷口 8 3 2 2 番地先まで | 新    | 1.0 ~ 5.8 | 438.9  |

57 路線名 3040 柿ヶ久保高月線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市美杉町太郎生字清水平 1 5 4 3 番地先から<br>津市美杉町太郎生字清水平 1 5 5 8 番地先まで | 旧    | 3.2 ~ 8.5 | 1214.1 |
| 津市美杉町太郎生字清水平 1 5 4 3 番地先から<br>津市美杉町太郎生字清水平 1 5 5 8 番地先まで | 新    | 3.2 ~ 8.5 | 1214.1 |

58 路線名 3069 蔵王 1 号線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|---|------|------------|--------|
| 津市美杉町太郎生字横手 1 3 4 0 番 3 地先から<br>津市美杉町太郎生字蔵王 3 3 6 3 番地先まで | 旧    | 3.0 ~ 13.5 | 677.3  |
| 津市美杉町太郎生字横手 1 3 4 0 番 3 地先から<br>津市美杉町太郎生字蔵王 3 3 6 3 番地先まで | 新    | 3.0 ~ 13.5 | 677.3  |

59 路線名 3099 寺脇萩原線  
道路の区域

| 区 域   | 新旧の別 | 幅員 (m)     | 延長 (m) |
|---|------|------------|--------|
| 津市美杉町太郎生字堂ノキワ 1 8 4 9 番地先から<br>津市美杉町太郎生字後山 2 1 8 7 番 1 地先まで | 旧    | 5.4 ~ 15.2 | 561.3  |
| 津市美杉町太郎生字堂ノキワ 1 8 4 9 番地先から<br>津市美杉町太郎生字後山 2 1 8 7 番 1 地先まで | 新    | 5.4 ~ 15.2 | 561.3  |

60 路線名 6601 六田沖 1 号線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市美杉町上多気字六田 1 1 8 4 番地先から<br>津市美杉町上多気字六田 1 1 9 1 番地先まで | 旧    | 2.7 ~ 5.6 | 205.7  |
| 津市美杉町上多気字六田 1 1 8 4 番地先から<br>津市美杉町上多気字六田 1 1 9 1 番地先まで | 新    | 2.7 ~ 5.6 | 205.7  |

61 路線名 6638 白口川添線  
道路の区域

| 区 域  | 新旧の別 | 幅員 (m)    | 延長 (m) |
|--|------|-----------|--------|
| 津市美杉町下多気字白口1370番地先から<br>津市美杉町下多気字白口1269番地先まで | 旧    | 1.7 ~ 6.8 | 537.0  |
| 津市美杉町下多気字白口1370番地先から<br>津市美杉町下多気字白口1269番地先まで | 新    | 1.7 ~ 6.8 | 537.0  |

津市告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

| 整理番号 | 路線名           | 供用開始の区間             | 供用開始年月日       |
|------|---------------|---------------------|---------------|
| 1069 | 白塚新町第19号線     | 白塚町中起2764番1から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 白塚町中起2764番1まで       |               |
| 1072 | 白塚新町第22号線     | 白塚町鎌田3666番1から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 白塚町鎌田3664番1まで       |               |
| 1073 | 白塚町南北第1号線     | 白塚町鎌田3976番1から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 白塚町九門九478番まで        |               |
| 1074 | 栗真小川町白塚海岸第2号線 | 白塚町鎌田3976番1から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 白塚町鎌田3673番1まで       |               |
| 1128 | 白塚町南北第6号線     | 白塚町鎌田3833番1から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 白塚町九門九736番3まで       |               |
| 1275 | 栗真海浜線         | 栗真小川町字沢433番1から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 白塚町字中起2840番まで       |               |
| 2591 | 高野尾豊ヶ丘第146号線  | 津市高野尾町字北山2386番139から | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 津市高野尾町字北山2386番138まで |               |
| 2592 | 高野尾豊ヶ丘第147号線  | 津市高野尾町字北山3080番190から | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 津市高野尾町字北山3080番192まで |               |
| 3633 | 上浜町大谷町第1号線    | 羽所町201番1地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 羽所町202番地先まで         |               |
| 3638 | 栄町第26号線       | 栄町四丁目74番地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 栄町四丁目24番3地先まで       |               |
| 3640 | 栄町第37号線       | 栄町四丁目71番地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 栄町四丁目74番地先まで        |               |
| 3655 | 栄町第31号線       | 栄町四丁目81番地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |               | 栄町四丁目16番地先まで        |               |



|      |             |                         |               |
|------|-------------|-------------------------|---------------|
| 3835 | 納所長岡町線      | 津市納所町字宮ヶ野219番地先から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市長岡町字黒田707番2地先まで       |               |
| 6435 | 垂水第53号線     | 津市垂水字門田683番1から          | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市垂水字門田685番1まで          |               |
| 7397 | 高茶屋小森町第46号線 | 津市高茶屋小森町字大新田2885番1から    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市高茶屋小森町字大新田2892番12まで   |               |
| 7398 | 高茶屋小森町第47号線 | 津市高茶屋小森町字水合399番3から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市高茶屋小森町字大新田2892番87まで   |               |
| 7399 | 高茶屋小森町第48号線 | 津市高茶屋小森町字水合345番1から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市高茶屋小森町字大新田2892番106まで  |               |
| 7400 | 雲出本郷町第46号線  | 津市雲出本郷町字浜垣1355番4から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市雲出本郷町字浜垣1364番5まで      |               |
| 2    | 小野辺脇田山線     | 津市久居小野辺町字小池谷1596-3番地先から | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居小野辺町字小池谷1588-5番地先まで |               |
| 5    | 牧木造線        | 津市木造町字山名887-2番地先から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市木造町字鳥居出1404番地先まで      |               |
| 9    | 風早明神線       | 津市久居明神町字北狭間1595-11番地先から | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居明神町字北狭間1553-10番地先まで |               |
| 15   | 下稲葉森線       | 津市稲葉町字字社宮司1117-1番地先から   | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市稲葉町字社宮司1119-3番地先まで    |               |
| 16   | 上垣外下稲葉線     | 津市久居一色町字馬屋敷427-1番地先から   | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居一色町字新畑184-1番地先まで    |               |
| 101  | 久居藤水線       | 津市久居小野辺町字東浦1023-1番地先から  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居小野辺町字君ヶ池1078-1番地先まで |               |
| 111  | 西鷹跡庄田線      | 津市戸木町字字久保屋敷2140番地先から    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市戸木町字桃里2085番地先まで       |               |

|      |          |                               |               |
|------|----------|-------------------------------|---------------|
| 1040 | 脇田山団地1号線 | 津市久居小野辺町字脇田山1<br>454-125番地先から | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居小野辺町字脇田山1<br>454-134番地先まで |               |
| 1051 | 小野辺2号線   | 津市久居小野辺町字脇田山1<br>482-52番地先から  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居小野辺町字脇田山1<br>371番地先まで     |               |
| 1068 | 野村4号線    | 津市久居野村町字生子888<br>-3番地先から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居野村町字北八丁84<br>9-2番地先まで     |               |
| 1072 | 野村8号線    | 津市久居野村町字西生子88<br>5-12番地先から    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居野村町字生子300<br>0-1番地先まで     |               |
| 1185 | 川方里中6号線  | 津市川方町字里ノ内397番<br>1地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市川方町字里ノ内397番<br>1地先まで        |               |
| 1232 | 新家4号線    | 津市新家町字長持古里206<br>0-4番地先から     | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市木造町字大泥500-1<br>番地先まで        |               |
| 1254 | 木造9号線    | 津市木造町字西ノ口1052<br>-1番地先から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市木造町字筋違野848番<br>地先まで         |               |
| 1277 | 木造里中15号線 | 津市木造町字鳥居出1413<br>-3番地先から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市木造町字牛塚1006-<br>1番地先まで       |               |
| 1290 | 木造19号線   | 津市木造町字鳥居出1404<br>番地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市木造町字井出ノ上140<br>7-3番地先まで     |               |
| 1300 | 木造里中23号線 | 津市木造町字鳥居出1411<br>-2番地先から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市木造町字鳥居出1415<br>番地先まで        |               |
| 1368 | 持川11号線   | 津市久居持川町字丸永221<br>3-14番地先から    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居新町2211-1番<br>地先まで         |               |
| 1369 | 新町28号線   | 津市久居新町2211-15<br>番地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居新町2735-2番<br>地先まで         |               |
| 1375 | 持川14号線   | 津市久居新町2211-1番<br>地先から         | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居新町2211-5番<br>地先まで         |               |

|      |             |                          |               |
|------|-------------|--------------------------|---------------|
| 1387 | 新町40号線      | 津市久居新町1066-2番地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居新町1011-2番地先まで        |               |
| 1394 | 新町47号線      | 津市久居新町1071-21番地先から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居新町1071-19番地先まで       |               |
| 1581 | 風早3号線       | 津市久居明神町字風早2652-3番地先から    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居明神町字風早2723-1番地先まで    |               |
| 1636 | 戸木風早線       | 津市戸木町字北興7884番地先から        | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市戸木町字北興7886-1番地先まで      |               |
| 1707 | 東鷹跡元町7号線    | 津市東鷹跡町82-2番地先から          | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市東鷹跡町99番地先まで            |               |
| 1724 | 西鷹跡5号線      | 津市久居万町733番地先から           | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居西鷹跡町576-1番地先まで       |               |
| 1725 | 万町戸木線       | 津市久居西鷹跡町626-3番地先から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市戸木町字東出7071-6番地先まで      |               |
| 1730 | 西鷹跡9号線      | 津市久居西鷹跡町626-10番地先から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居西鷹跡町616-2番地先まで       |               |
| 1768 | 林元町線        | 津市戸木町字久保屋敷2140番地先から      | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市戸木町字桃里2129-1番地先まで      |               |
| 1919 | 庄田南10号線     | 津市庄田町字馬廻り2342-1番地先から     | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市庄田町字馬廻り2331-1番地先まで     |               |
| 2146 | 榊原5区9号線     | 津市榊原町字上山10862番地先から       | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市榊原町字上山17726番地先まで       |               |
| 2228 | 西横山コボレ山線    | 津市久居明神町字コボレ山1530-25番地先から | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居明神町字八丁山1689-48番地先まで  |               |
| 2366 | 東さくらが丘団地1号線 | 津市久居小野辺町字君ヶ池1179番1地先から   | 平成20年<br>4月1日 |
|      |             | 津市久居小野辺町字城ノ越2030番1地先まで   |               |

|      |              |                             |               |
|------|--------------|-----------------------------|---------------|
| 2367 | 東さくらが丘団地2号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>027番14地先から | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>021番8地先まで  |               |
| 2368 | 東さくらが丘団地3号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>027番1地先から  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>016番8地先まで  |               |
| 2369 | 東さくらが丘団地4号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>022番9地先から  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>026番1地先まで  |               |
| 2370 | 東さくらが丘団地5号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>023番8地先から  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>025番1地先まで  |               |
| 2371 | 東さくらが丘団地6号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>021番14地先から | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>013番6地先まで  |               |
| 2372 | 東さくらが丘団地7号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>015番7地先から  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>021番1地先まで  |               |
| 2373 | 東さくらが丘団地8号線  | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>017番9地先から  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町字城ノ越2<br>018番1地先まで  |               |
| 2374 | 東さくらが丘団地9号線  | 津市久居小野辺町                    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町                    |               |
| 2375 | 東さくらが丘団地10号線 | 津市久居小野辺町                    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町                    |               |
| 2376 | 東さくらが丘団地11号線 | 津市久居小野辺町                    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町                    |               |
| 2377 | 東さくらが丘団地12号線 | 津市久居小野辺町                    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町                    |               |
| 2378 | 東さくらが丘団地13号線 | 津市久居小野辺町                    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町                    |               |
| 2379 | 東さくらが丘団地14号線 | 津市久居小野辺町                    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町                    |               |

|      |              |          |               |
|------|--------------|----------|---------------|
| 2380 | 東さくらが丘団地15号線 | 津市久居小野辺町 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居小野辺町 |               |
| 2381 | 野村46号線       | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2382 | 南さくらが丘団地1号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2383 | 南さくらが丘団地2号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2384 | 南さくらが丘団地3号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2385 | 南さくらが丘団地4号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2386 | 南さくらが丘団地5号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2387 | 南さくらが丘団地6号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2388 | 南さくらが丘団地7号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2389 | 南さくらが丘団地8号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2390 | 南さくらが丘団地9号線  | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2391 | 南さくらが丘団地10号線 | 津市久居桜が丘町 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2392 | 南さくらが丘団地11号線 | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居桜が丘町 |               |
| 2393 | 南さくらが丘団地12号線 | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |

|      |              |          |               |
|------|--------------|----------|---------------|
| 2394 | 南さくらが丘団地13号線 | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2395 | 野村47号線       | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2396 | 野村48号線       | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2397 | 野村49号線       | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2398 | 野村50号線       | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居野村町  |               |
| 2399 | 野村51号線       | 津市久居新町   | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居新町   |               |
| 2400 | 野村52号線       | 津市久居新町   | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居新町   |               |
| 2401 | 野村53号線       | 津市久居新町   | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居新町   |               |
| 2402 | 木造里中38号線     | 津市木造町    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市木造町    |               |
| 2403 | 木造里中39号線     | 津市木造町    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市木造町    |               |
| 2404 | 木造里中40号線     | 津市木造町    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市木造町    |               |
| 2405 | 北口32号線       | 津市久居北口町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居北口町  |               |
| 2406 | 新町82号線       | 津市久居新町   | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居新町   |               |
| 2407 | 東鷹跡12号線      | 津市久居東鷹跡町 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |              | 津市久居東鷹跡町 |               |

|      |          |          |               |
|------|----------|----------|---------------|
| 2408 | 西鷹跡18号線  | 津市久居西鷹跡町 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居西鷹跡町 |               |
| 2409 | 羽野25号線   | 津市戸木町    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市戸木町    |               |
| 2410 | 川方里中20号線 | 津市川方町    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市川方町    |               |
| 1053 | 小野辺4号線   | 津市久居小野辺町 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居小野辺町 |               |
| 1054 | 小野辺5号線   | 津市久居小野辺町 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居小野辺町 |               |
| 1063 | 野村3号線    | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居新町   |               |
| 1073 | 野村9号線    | 津市久居野村町  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市久居野村町  |               |
| 2234 | 下川原1号線   | 津市稲葉町    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市稲葉町    |               |
| 5    | 高野田尻線    | 一志町高野    | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 一志町高野    |               |
| 214  | 宮崎亀山池ノ平線 | 津市美杉町太郎生 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市美杉町太郎生 |               |
| 225  | 唐戸線      | 津市美杉町丹生俣 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市美杉町丹生俣 |               |
| 1015 | 持経沖線     | 津市美杉町竹原  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市美杉町竹原  |               |
| 1037 | 中野沖瀬木線   | 津市美杉町竹原  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市美杉町竹原  |               |
| 1038 | 落合橋中野沖線  | 津市美杉町竹原  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |          | 津市美杉町竹原  |               |

|      |         |          |               |
|------|---------|----------|---------------|
| 2157 | 老ヶ野岩谷口線 | 津市美杉町八知  | 平成20年<br>4月1日 |
|      |         | 津市美杉町八知  |               |
| 3040 | 柿ヶ久保高月線 | 津市美杉町太郎生 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |         | 津市美杉町太郎生 |               |
| 3069 | 蔵王1号線   | 津市美杉町太郎生 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |         | 津市美杉町太郎生 |               |
| 3099 | 寺脇萩原線   | 津市美杉町太郎生 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |         | 津市美杉町太郎生 |               |
| 6601 | 六田沖1号線  | 津市美杉町上多気 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |         | 津市美杉町上多気 |               |
| 6638 | 白口川添線   | 津市美杉町下多気 | 平成20年<br>4月1日 |
|      |         | 津市美杉町下多気 |               |



津市公告第38号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年3月27日
- 2 抑留期間 平成20年4月 3日まで

| 番号 | 捕獲した場所     | 種類  | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他            |
|----|------------|-----|----|----|----|----|----------------|
| 1  | 津市<br>西古河町 | テリア | 白  | メス | 小  | 不明 | 青色の首輪<br>リード付き |

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成20年3月28日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市上浜町四丁目27-1ほか5筆、五丁目1-2ほか3筆（全工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市東丸之内33-1

積水ハウス株式会社 三重支店

支店長 大津 博之

津市公告第40号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認した宅地開発事業に関する工事が完了したので、同条例第12条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年3月28日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市一志町高野字東焼垣内1290-1ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
松阪市春日町三丁目176-34  
株式会社リアルジャパン  
代表取締役 高橋 栄

## 津市公告第41号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成20年4月1日

津市長 松田直久

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成20年度下建都補第2号  
上浜都市下水路（第六幹線）築造工事
- (2) 工事場所 津市一身田中野及び上浜町五丁目地内
- (3) 工事概要 内径2,200mmヒューム管推進工 227m  
立坑工 2箇所  
マンホール工 1箇所  
舗装工 231㎡
- (4) 工期 本契約の締結の日から230日間
- (5) 予定価格 273,721,000円（税抜き）

### 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木一式工事業）を受けている者
- (6) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者にあつては土木一式工事に係る格付区分がA1の者又は土木一式工事に係る格付区分がA2の者で平成18年度津

市優良建設工事請負業者であるもの、それ以外の者にあつては審査基準日が平成17年10月1日から平成18年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値について、1200点以上の者

- (8) 本件工事に土木一式工事の監理技術者を専任で配置できる者（入札参加申請時において他の工事等との重複をしていないこと。）
- (9) 本件工事のうち推進工事の施工時において元請業者の推進工事技士を専任で配置できる者
- (10) 過去10年間（平成10年度以降）に受注した推進工事のうち内径1,800ミリメートル以上の工事の元請としての施工実績（共同企業体による工事の場合は、代表者に限る。）を有する者

### 3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成20年4月1日（火）から11日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（059-229-3122）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

### 4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 提出期間 平成20年4月1日（火）から11日（金）まで
  - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（059-229-3122）
  - ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。
- (2) 提出書類
  - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
  - イ 土木一式工事業に係る特定建設業の許可証の写し
  - ウ 審査基準日が平成17年10月1日から平成18年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - エ 配置予定監理技術者（3か月雇用関係が継続していること。）に係る監理技術者資格者証の写し（平成16年3月1日以降に交付されたものについては、監理技術者講習修了証の写しも添付のこと。）
  - オ 推進工事の工事現場に係る配置予定技術者の資格を有するもの（推進工事技士登録証）の写し及び当該配置予定技術者との雇用関係が確認できるものの写し
  - カ 上記2(10)に規定する施工実績を証する書類（工種、工期、請負金額、

工事内容等)

キ 施工計画書

(3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

## 5 設計図書等の閲覧等

### (1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成20年4月1日(火)から5月7日(水)まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市建設部津北工  
事事務所又は津市建設部津南工事事務所

### (2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市幸町19-14

(株)石原ソフトエンジニアリング (059-226-1166)

## 6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書(指定様式に限る。)並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

### (1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成20年5月7日(水)まで

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 郵便事業(株)津支店留 津市役所調達契約課宛

## 7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成20年5月9日(金)午後1時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

## 8 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

## 9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

#### 10 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人3者を選定し、該当者に連絡する。

#### 11 入札の無効

要領第15条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 12 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

#### 13 その他の注意事項

- (1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者の住所、商号（名称）を記入すること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市公告第42号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年4月7日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成20年4月2日

2 抑留期間 平成20年4月8日まで

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他  |
|----|--------|----|----|----|----|----|------|
| 1  | 津市乙部   | 雑種 | 白茶 | オス | 中  | 不明 | 黒い首輪 |

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192



津市公告第43号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成20年4月10日

津市長 松田直久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎6階）

津市公告第44号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年4月11日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成20年4月8日

2 抑留期間 平成20年4月14日まで

| 番号 | 捕獲した場所    | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他  |
|----|-----------|----|----|----|----|----|------|
| 1  | 津市<br>美里町 | 雑種 | 白  | オス | 中  | 不明 | 鎖の首輪 |

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第45号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年4月11日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年4月9日
- 2 抑留期間 平成20年4月15日まで

| 番号 | 捕獲した場所       | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他             |
|----|--------------|----|----|----|----|----|-----------------|
| 1  | 津市<br>芸濃町北神山 | 雑種 | 白  | オス | 中  | 不明 | 垂耳<br>赤色の<br>首輪 |

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市教育委員会委員長 中西 智子

#### 津市教育委員会規則第4号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成18年津市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「生涯学習スポーツ課」を「生涯学習課」に改め、「スポーツ振興担当」を削り、「生涯学習スポーツ施設担当」を「文化財担当」に改め、「文化課 文化振興担当 文化財担当」を削る。

第3条の表中「生涯学習担当 スポーツ担当」を「生涯学習担当」に、「学校教育担当 人権教育担当 生涯学習スポーツ担当」を「教育総務担当」に改める。

別表第1生涯学習スポーツ課の部中「生涯学習スポーツ課」を「生涯学習課」に改め、同部生涯学習振興担当の項第3号中「津市生涯学習スポーツ審議会」の次に「（スポーツ分科会を除く。）」を加え、同項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 社会教育関係施設の整備に関すること。

別表第1生涯学習スポーツ課の部スポーツ振興担当の項を削り、同部生涯学習スポーツ施設担当の項を次のように改める。

|       |  |
|-------|--|
| 文化財担当 | (1) 文化財施設及び文化財に関すること。<br>(2) 津市文化財保護審議会に関すること。<br>(3) 津市埋蔵文化財センターに関すること。 |
|-------|--|

別表第1文化課の部を削る。

別表第2久居事務所の部生涯学習担当の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、同部スポーツ担当の項を削り、同表各事務所（久居事務所を除く。）の部を次のように改める。

|                        |               |  |
|------------------------|---------------|--|
| <p>各事務所（久居事務所を除く。）</p> | <p>教育総務担当</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務所及び教育機関職員（県費負担教職員を含む。）の人事、給与及び服務並びに研修及び福利厚生に係る諸願い及び届けに係る受付に関する事。</li> <li>(2) 事務所の所掌に係る予算の調整に関する事。</li> <li>(3) 公印の管理に関する事。</li> <li>(4) 公文書の收受及び発送に関する事。</li> <li>(5) 事務所に係る渉外に関する事。</li> <li>(6) 表彰に係る候補者の選出等に関する事。</li> <li>(7) 予算の執行（学校等に係るものを含む。）に関する事。</li> <li>(8) 寄附金品等の收受（学校等に係るものを含む。）に関する事。</li> <li>(9) 備品管理（学校等に係るものを含む。）に関する事。</li> <li>(10) 学齢簿の編成等に関する事。</li> <li>(11) 教科書の給与に関する事。</li> <li>(12) 通学区域及び通学に関する事。</li> <li>(13) 学級編成の協議等及び日本スポーツ振興センター災害給付に係る受付その他学校の諸願い及び届けに係る受付に関する事。</li> <li>(14) スクールバスの運行管理等に関する事（白山事務所及び美杉事務所に限る。）。</li> <li>(15) 学校給食センターの管理運営に関する事（香良洲事務所及び一志事務所に限る。）。</li> <li>(16) 学校・園の実態把握に関する事。</li> <li>(17) 人権教育に係る指導及び助言に関する事。</li> <li>(18) 教育集会所の運営等に関する事。</li> </ol> |
|------------------------|---------------|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>(19) 人権教育に係る関係施設における人権教育等の実施に関する事。</li><li>(20) 生涯学習に係る事業等の実施に関する事。</li><li>(21) ユネスコ活動に係る団体等及び青少年関係団体との連絡調整及び育成・支援に関する事。</li><li>(22) 街頭補導の実施に関する事。</li><li>(23) 青少年の育成に関する事。</li><li>(24) 公民館事業の実施に関する事。</li><li>(25) 社会教育施設の使用に関する事。</li><li>(26) 文化財の維持管理に関する事。</li><li>(27) 就学、就学援助及び就園奨励、人権教育、青少年その他の教育に係る相談に関する事。</li><li>(28) 教育活動災害見舞金、就学、就学援助及び就園奨励、人権教育、文化財その他の教育に係る申請等の受付等に関する事。</li><li>(29) 学校、教育集会所、青少年関係施設、社会教育施設、文化財施設その他の教育財産の維持管理に関する事。</li><li>(30) 事務局、学校、公民館、人権教育に係る関係機関等及び社会教育関係団体との連絡調整に関する事。</li><li>(31) 事務所の庶務に関する事。</li></ul> |
|--|---|

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市教育委員会委員長 中西 智子

津市教育委員会規則第5号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(津市教育委員会表彰規則の一部改正)

第1条 津市教育委員会表彰規則(平成18年津市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、学術、文化及びスポーツ」を削る。

第2条第1号中「、学術、文化又はスポーツ」を削る。

(津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 津市教育委員会事務委任等に関する規則(平成18年津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、津市体育指導委員」を削る。

(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 津市教育委員会公印規則(平成18年津市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会印の項中「各事務所学校教育担当」を「各事務所教育総務担当(久居事務所にあっては、学校教育担当)」に改め、

|  |                 |     |     |              |   |   |
|--|-----------------|-----|-----|--------------|---|---|
| <table border="1"><tr><td>津市教育委員会<br/>教育長印</td></tr></table> | 津市教育委員会<br>教育長印 | れい書 | 方21 | 運動施設<br>使用許可 | 生涯学習ス<br>ポーツ課生<br>涯学習スポ<br>ーツ施設担<br>当の担当主<br>幹又は担当<br>副主幹 | 1 |
| 津市教育委員会<br>教育長印  |                 |     |     |              |   |   |

を削り、同表教育長印の項中「各事務所学校教育担当」を「各事務所教育総務担当(久居事務所にあっては、学校教育担当)」に改める。

(津市教育委員会事務局等の職員の職名に関する規則の一部改正)

第4条 津市教育委員会事務局等の職員の職名に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表体育指導員の項を削り、同表技能員の項中「公民館、体育館等」を「公民館等」に改める。

（津市社会教育委員会運営規則の一部改正）

第5条 津市社会教育委員会運営規則（平成18年津市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会事務局生涯学習スポーツ課」を「教育委員会事務局生涯学習課」に改める。

（津市青少年センター設置規則の一部改正）

第6条 津市青少年センター設置規則（平成18年津市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会事務局生涯学習スポーツ課」を「教育委員会事務局生涯学習課」に改める。

第4条第2項中「生涯学習スポーツ課青少年担当副参事」を「生涯学習課青少年担当副参事」に改める。

（津市埋蔵文化財センターの設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 津市埋蔵文化財センターの設置等に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「文化課長」を「生涯学習課長を」に、「教育委員会事務局文化課」を「教育委員会事務局生涯学習課」に改める。

（教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部改正）

第8条 教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象施設）

第2条 予約システムの対象となる施設は、津市橋北公民館とする。

（津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則等の廃止）

第9条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第19号）



- (2) 津市美里文化センター内文化ホールに関する規則（平成18年津市教育委員会規則第20号）
- (3) 津市白山総合文化センター内しらさぎホールに関する規則（平成18年津市教育委員会規則第21号）
- (4) 津市文化振興条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第28号）
- (5) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第32号）
- (6) 津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第34号）
- (7) 津市体育指導委員に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第36号）

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市教育委員会委員長 中西 智子

#### 津市教育委員会規則第6号

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象施設）

第2条 予約システムの対象となる施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 津市橋北公民館
- (2) 津市芸濃中央公民館

第4条を次のように改める。

（予約の手続）

第4条 利用登録を受けた者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に、予約システムにより当該施設の予約をすることができる。

- (1) 第2条第1号に掲げる施設 使用しようとする日の3月前の日の翌日から、当該使用しようとする日の7日前まで
- (2) 第2条第2号に掲げる施設 使用しようとする日の3月前の日から当日まで

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「津市橋北公民館」の次に「及び津市芸濃中央公民館」を加える。

津市教育委員会訓令第1号

教育委員会

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

津市教育委員会教育長 佐々木典夫

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会事務局処務規程（平成18年津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表事務局の表生涯学習スポーツ課の項を次のように改める。

|       |                                |                  |           |           |
|-------|--------------------------------|------------------|-----------|-----------|
| 生涯学習課 | 1 生涯学習事業の企画運営に関すること。           | 極めて<br>軽易な<br>もの | 軽易な<br>もの | 重要な<br>もの |
|       | 2 青少年育成指導員の委嘱に関すること。           |                  |           | ○         |
|       | 3 街頭指導の計画及び実施に関すること。           |                  | ○         |           |
|       | 4 青少年の指導及び相談に関すること。            |                  | ○         |           |
|       | 5 公民館事業の指導に関すること。              | 極めて<br>軽易な<br>もの | 軽易な<br>もの | 重要な<br>もの |
|       | 6 公民館の使用許可に関すること。              |                  | ○         |           |
|       | 7 文化財の保護管理及び活用に関すること。          | 極めて<br>軽易な<br>もの | 軽易な<br>もの | 重要な<br>もの |
|       | 8 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等に関すること。 |                  | 軽易な<br>もの | 重要な<br>もの |
|       | 9 市指定文化財の現状変更の許可等に関すること。       |                  | 軽易な<br>もの | 重要な<br>もの |

別表事務局の表文化課の項を削る。

別表事務所の表中

「ウ 運動施設

エ 芸濃総合文化センター内市民ホール・大研修室

オ 美里文化センター内ホール

を削る。

カ 白山総合文化センター内しらさぎホール」

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第13号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項に規定する各選挙区における津市農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりであるので同条第5項の規定により告示する。

平成20年3月31日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

|        |        |
|--------|--------|
| 第1選挙区  | 655人   |
| 第2選挙区  | 530人   |
| 第3選挙区  | 398人   |
| 第4選挙区  | 1,066人 |
| 第5選挙区  | 456人   |
| 第6選挙区  | 581人   |
| 第7選挙区  | 450人   |
| 第8選挙区  | 732人   |
| 第9選挙区  | 455人   |
| 第10選挙区 | 630人   |
| 第11選挙区 | 585人   |

津市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を  
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成20年4月11日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1 抹消者数

| 男  | 女  | 計  |
|----|----|----|
| 1人 | 0人 | 1人 |

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成20年4月10日

津市水道局告示第5号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成20年3月31日

津市水道事業管理者 平井秀次

| 名称               | 所在地               | 指定年月日      |
|------------------|-------------------|------------|
| Water Supply 水工房 | 松阪市久米町1272番地<br>3 | 平成20年3月17日 |

津市水道局告示第6号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水装置工事の事業を再開したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月31日

津市水道事業管理者 平井秀次

| 名 称     | 所 在 地         | 再開年月日      |
|---------|---------------|------------|
| 藪建設株式会社 | 津市大里睦合町2522番地 | 平成20年3月11日 |



津市水道局告示第7号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平20年4月11日

津市水道事業管理者 平井秀次

| 名称    | 所在地           | 指定年月日     |
|-------|---------------|-----------|
| ミヤビ住設 | 津市一身田大古曾306番地 | 平成20年3月 日 |

津市水道局告示第8号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水装置工事の事業を廃止したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により次のとおり告示する。

平20年4月11日

津市水道事業管理者 平井秀次

| 名 称            | 所 在 地          | 廃止年月日      |
|----------------|----------------|------------|
| 株式会社アクア<br>テック | 津市雲出本郷町1352番地1 | 平成20年3月31日 |

津市公平委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市公平委員会委員長 池田正明

津市公平委員会規則第1号

津市公平委員会規則の一部を改正する規則

津市公平委員会規則（平成18年津市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務課総務議事担当」を「政策課政策担当」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市公平委員会委員長 池田正明

津市公平委員会規則第2号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成18年津市公平委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第2条、第3条関係）

| 機                | 関   | 等        | 職  |  |
|------------------|---|----------|--|--|
| 市<br>長<br>部<br>局 | 津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号。以下この表において「規則」という。）に規定する部等 |          | 部長（防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長を含む。）、担当理事、部次長（工事事務所長を含む。）、室次長、担当参事、課長（東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長を含む。）、室長（規則第4条第3項に規定する室長をいう。）、担当副参事、企画員、調整担当主幹、秘書課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、政策課の担当主幹及び担当副主幹、財政課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、総務課の担当主幹及び担当副主幹、法務室の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、行政経営課の担当主幹及び担当副主幹、人事課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事 |  |
|                  | 総合支所  |          | 総合支所長、副総合支所長、担当参事、課長、室長、担当副参事、地域企画員、調整担当主幹   |  |
|                  | 出張所   |          | 所長   |  |
|                  | 中央市民館   |          | 館長   |  |
|                  | リージョンプラザ  |          | 館長、担当副参事、調整担当主幹  |  |
|                  | アストプラザ  |          | 館長、アストプラザオフィス所長、調整担当主幹   |  |
|                  | ポルタひさいふれあいセンター                                  |          | 所長   |  |
|                  | 西部クリーンセンター                                      |          | 所長、調整担当主幹  |  |
|                  | クリーンセンターおおたか                                    |          | 所長、調整担当主幹  |  |
|                  | 白銀環境清掃センター                                      |          | 所長、調整担当主幹  |  |
|                  | 安芸・津衛生センター                                      |          | 所長、調整担当主幹  |  |
|                  | 保育園   |          | 園長   |  |
|                  | 療育センター  |          | 館長   |  |
|                  | 白山乳幼児教育センター                                     |          | 担当副参事  |  |
|                  | 中央保健センター  |          | 所長、担当副参事、調整担当主幹  |  |
|                  | 中央浄化センター  |          | 所長   |  |
|                  | 会計管理室   |          | 会計管理者、室長、調整担当主幹  |  |
|                  | 三重短期大学  |          | 学長、事務局長、事務局次長、学生部長、附属図書館長、調整担当主幹   |  |
|                  | 教育委員会   | 教育委員会事務局 |  | 教育長、教育次長、担当理事、担当参事、課長、担当副参事、企画員、調整担当主幹、教育総務課の管理担当の担当主幹及び担当副主幹、学校教育課の教職員担当の担当主幹及び担当副主幹、事務所長 |
|                  |   | 小学校      |  | 校長、教頭  |
| 中学校              |   |          | 校長、教頭  |  |
| 幼稚園              |   |          | 園長   |  |
| 津図書館             |   |          | 館長、図書事務長、副館長   |  |

|            |  |
|------------|--|
| 選挙管理委員会事務局 | 事務局長、事務局次長、調整担当主幹  |
| 農業委員会事務局   | 事務局長、事務局次長、調整担当主幹  |
| 監査事務局      | 事務局長、事務局次長、調整担当主幹  |
| 議会事務局      | 事務局長、事務局次長、課長、調整担当主幹、議事課の議事調査担当の担当主幹及び担当副主幹並びに議事法務担当の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事 |

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。